

いわゆる「大正デモクラシーからファシズムへの推転」下
社会過程（農業問題）に関する予備的考察——覚え書

——兵庫県における「農村計画」とくに農会は運動を中心として——

庄 司 俊 作

目 次

問題の所在——分析視角について

一 研究史の問題点——課題の限定

二 「自力更生」の運動——その理念と歴史的段階性

1 勤労主義の問題

2 歴史的背景

三 實行深度の事業事項別差異

四 地域性

1 自力更生エネルギーの強い地域（イグループ）

2 イグループの地域的条件

五 運動の構造（1）——部落利用の問題

1 組織化の問題

2 強制的同質化の問題

六 運動の構造(2)——運動組織の編成原理

1 事例の性格

2 農民層分解の方向

3 指導層の経済的基礎

結びにかえて

問題の所在——分析視角について

経済更生運動については、個別研究も含めすでに相当の蓄積がある。担い手の階層性、産業組合の経営構造そして農事実行組合と部落の組織的関連等論点もおおよそ出尽した感がある。

しかし、筆者には依然、問題が全て解決されたとは思えない。その最大の疑問は、一九二〇年代論との関連づけの問題にある。

後述の石田雄、森武麿両氏に代表されるこれまでの更生運動研究には、一つの特徴的な見地が抜きがたく存在する。それは、一九三〇年代後半の時代状況から問題がたてられ、更生運動は直線的にそこへつながる動きとして位置づけられていることである。つまり、更生運動はファシズム形成の問題に一方的に引き付け論議されてきた。もとよりこの視角自体は誤りとは思わない。ただ、この見方が、更生運動期を飛び越しさるに一〇年代に及ぶと問題がある。実際、石田⁽¹⁾、森⁽²⁾両氏の議論はそのように構成されている。そうした視点ではしかし、一〇年代は後のファシズム期の前半備段階としてのみ評価され、この時代が持った独自の歴史的意味つまり「大正デモクラシー」状況化と総括される時代状況の社会過程が正しく把握されないと思われる。

一〇年代と三〇年代の関連づけの問題は、更生運動研究のみならず一〇年代研究も独自に取組まねばならない課題である。そこで、農民運動史を中心とする一九二〇年代論に目を向けると、当該期の歴史イメージはそれなりに豊富化されたことは確かであるが、同様に、そこでもまだ三〇年代への推転の論理について納得のいく解答が用意されていなかったとはいえない。もとより、いかなる主題、接近方法をとるにせよ、一〇年代論は必ず三〇年代の問題を射程に入れ組み立てられてきた。しかしそうした姿勢にもかかわらず、やや乱暴にいえば、三〇年代との関連については、二〇年代における「デモクラシーのもの⁽³⁾」あるいは「農民諸階層の政治的主体性の欠如⁽⁴⁾」、または「市民的権利」意識微弱・「国家への依存性」濃厚な政治的⁽⁵⁾要求と、經濟的要求基準の限界性等⁽⁶⁾、總じて諸運動の本質の問題がただ指摘されるにすぎなかつた。これらの指摘はそれとして重要であるけれども、三〇年代との関連づけとしては決定的に不十分である。「大正デモクラシーからファシズムへの推転」の社会過程の特徴点は、單なる農民層の体制内化ではなく体制側がうちだす統合・誘導への自発的同調にあつたからである。

右の認識がもし正しいとすれば、本稿の主題に関わる方法の問題として次の点が指摘できる。三〇年代から一〇年代に接近するにせよ、逆に後者から前者を展望するにせよ、両者を単線的な連續過程とみなすことがまず問題である。ひとまず非連續の過程として捉えつつ、分析的に相互の関連を論理化する独自の作業が必要となる。

そこで本稿では、更生運動に関して一〇年代の諸問題に引き付け問題設定することにする。そして右の論理化の焦点として、さしあたって更生運動下の労働力自立化の方向性の問題（農民層の動向を基部において規定する）に着目しておきたい。

別稿すでに言及したように⁽⁷⁾、更生運動を貫く「經營の論理」とは、つづめていえば、勤労主義と節約を旨とする

伝統的な土地生産性引き上げの論理に他ならない。いわば「労働の限界生産力ゼロに至る自家労力完全燃焼の原理」が、ときの代表的イデオローグ（岡田温など）によつてさかんに主張されている。この原理は、煎じめると経済合理的な判断の停止を意味した。

そうであれば、右の論理は、一九二〇年代の小作争議高揚過程の基底にある自家労力の価値意識化とは対極の方向にある。

ところで、猪俣津南雄は更生運動にふれて次のように述べている。

この余りに更生的な運動をやろうとする人達から見ると、現在の農村青年は全く戦慄すべき心境の持主だ。これが私が今度の旅行で確認し得た極めて平凡で最も重要なことの一つだが、——彼等の最大関心は「文化生活」にある。彼等は、もつと人間らしい生活をしたいという欲望で一杯だ。〈中略〉／結局は、彼等に「文化生活」を与える「生活水準」の問題である。⁽⁸⁾

猪俣は続けて「これまで農業上の諸発達がおくれていた東北地方こそ経済更生運動の効果は最も著しい」⁽⁹⁾とも述べるのだが、これらの言説をとらえて、例えば森氏などは、猪俣の議論は更生運動＝精神運動論、つまり「官僚的制度の肥大性と内実の貧因性」という形骸化論を中心とした表面的な運動形態論に終つてゐる⁽¹⁰⁾と批判する。しかしながら、この批判は必ずしも適切ではない、と筆者には思われる。確かに猪俣には更生運動の限界性を強調する余り、その意義を正しく捉えていない難点がある。が、その限界の根柢についての捉え方自体は実に的確であったといえる。

このような見解は別に猪俣に限らない。運動の主体である農民層自身の実は実感でもあつた。大阪府の農民・吉村兵吾の投書記事を次に例示する。

「生産品の高低にのみ一喜一憂自己生計の外何物も全くなく、農業収入の僅少を思にて一途に俸給生活を羨望し、現金収入へと走らうとする」農民には、更生運動も魅力あるものではなかつたというのである。我らが忠実な臣民であるこの農民はもちろん、時局の非常時をよく認識し、かつ農業が「人間活動の泉」たる食糧を生産する「愛國的職業」であることを自覚し、「決して我々は収入の多寡によつて農業を軽視することを許されない」と沈思しつゝ、「自己生活を第二」とする「健全なる農民精神」を高唱する。ここに、更生運動の限界とその根拠、また一方でその展開を条件づけたイデオロギー的基盤の問題が生々しく語られている。

ここで問題点を整理すると、要点は更生運動をひとまず相対化すること。すなわち、論理そして僅かな補助金以外ほとんど政策的裏付けを欠如した（三六年以降の段階は別）ことなど更生運動は内的に重大な限界を持つていた。このことを第一に押えた上で、しかし農民層の自発的同調を実現したその要因を、單なる農民意識レベルの問題ではなく、運動の体系・組織基盤とメカニズムに即して構造的に解明する。こうした観角がまず必要だと思われる。二〇

年代と三〇年代の関連づけの手がかりも、この上に与えられるであろう。一〇年代に引き付けて問題設定する所以である。

本稿は以上のような問題意識で、更生運動研究の問題点と課題を明らかにし、それをふまえ若干の知見を加えようとするものである。

- (1) 石田雄『近代日本政治構造の研究』(未来社、一九五六年)。
- (2) 森武麿『日本ファシズムの形成と農村経済更生運動』(『歴史学研究』別冊特集)一九七一年)および同『農業構造』(一九二〇年代史研究会編『一九二〇年代の日本資本主義』東京大学出版会、一九八三年、所収)。
- (3) 鹿野政直『大正デモクラシーの底流』(日本放送出版協会、一九七三年)二五頁。
- (4) 金原左門『大正デモクラシーの社会的形成』(青木書店、一九六七年)二六九頁。
- (5) 日本現代史研究会編『一九二〇年代の日本の政治』(大月書店、一九八四年)所収の安田浩・渡辺治報告参照。
- (6) さしあたり、拙稿「小作争議と地主制の後退」(『土地制度史学』八三号、一九七九年)参照。
- (7) 拙稿『暉峻衆三『日本農業問題の展開 下』に学ぶ』(京都民科歴史部会『新しい歴史学のために』一七八号、一九八五年)。
- (8) 豪侯津南雄『窮乏の農村』(岩波書店、一九八二年)一九一—一〇頁。
- (9) 同上、一二六頁。
- (10) 前掲『日本ファシズムの形成と農村経済更生運動』一三五頁。
- (11) 吉村兵吉『農業の存在を認識せしめよ』(『農政研究』第一二卷第一号、一九三三年)一〇一頁。

一 研究史の問題点——課題の限定

研究史を顧みて課題を具体的に確定したい。網羅的な整理もすでにいくつか存在するので⁽¹⁾、ここでは、研究の出発点をなした石田雄氏の所論⁽²⁾とそれに対する森武麿氏の批判の問題点を検討するにとどめる。前者は、「政治構造の基

礎」の解明という視角からではあるが紛れもなく更生運動の代表的評価を示し、また後者は、内容の当否は別にして石田説に対する正面きつての批判を意図していた。更生運動をめぐる主要な論点は概ねそこに含まれているし、本稿の射程ではこれで足りると思われる。なお、更生運動に関するどの論文も、両氏の議論にふれていく。だが大抵、紋切型の問題点指摘にとどまつており、論理構成と、背後にある問題意識、理論的見地まで分け入った追究は少ないと思われる。そこで以下では、やや冗漫になるかもしれないが、可能な限り論議の中身に内在して問題点を立体的に明らかにしてみたい。

1 森武曆氏の石田説批判について

順序として、最初に森氏の石田説批判についてみる。実は、前記「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」以来、森氏の議論はかなりの変遷をとげていて、論点主張のトーンにも微妙な変化があるようと思われる（補注参照）。だから、森説の全面的検討には、この変化過程も跡づけていく必要があるが、石田説との相違点を浮彫にすることに主眼をおいて、ひとまず、右の論文を中心いて初期の論議の問題点を整理する。石田氏は「観念構造から政治構造そして下部構造へと近づく方法的欠陥のために「戦前社会を静態的な封建性一色ですべて塗りつぶす」⁽³⁾」している——これが森氏の批判の基本視点である。ここから、①更生運動の扱い手＝「中堅人物」の階層性と②國家権力の末端支配機構としての「部落」の位置、の二点をとくに問題にし、「官僚的支配による共同体的秩序の再編利用論」を突破ろうとしたことは周知のことである。

実証の手続、評価両面で問題が存在すると思われるが、そのことはいまはおく。また、石田氏の方法についての理

解も妥当を欠く⁽⁴⁾（後述）。しかしながら問題は、森氏の部落＝大字理解である。

(1) 氏によれば、部落は第一に、本来自給自足の農民經營を前提にし、従つてその小ブルジョア的發展と矛盾するものとして理解されている。中堅人物につき、「大正期以降のかなり小ブルジョア的な發展の波頭に立つていていた層ではないか、つまり伝統的な共同体關係を打破しながら、一定の農民層分解の上に上昇してきた自作農中堅、自小作上層だというふうに考えるべきだらう」⁽⁵⁾と主張するのも、このためである。この点では、石田説とどう嗜みあつてゐるか。端的にいって、有効な批判になつていないと思われる。まず、いわゆる「中堅自作農層の中間的位置づけ」の問題は、石田氏が共同体的秩序再編の一必須条件として繰返し強調していた（第五章第五節参照）。さらに具体的な問題として、森氏のよう農家小組合長＝中堅人物（石田氏は、「中心人物」の背後にある運動の「実行挺身隊」と規定する）とみなすとすれば、石田氏もすでに「自作が半数、自小作を加えれば八割をこえる点に注意」（二三八頁）を促していた。両者の事實認識に差はない。つまるところ、中堅人物について、石田氏が「運動における政治的指導」を問題にしたのに対して、森氏は農民層分解の方向に即して説明したことではあるまい。

(2) 従つて、森氏が部落を前近代的・封建的なものとして理解していたことは、ほぼ疑問の余地がない。また、上記論文では明らかに「地主の論理」で部落を理解していた。農事実行組合を「経済的な機能団体」とみ、「大字の部落」と対比する（一八七頁）理論的前提である。確かに石田氏の場合、「協同組合主義の台頭」について、事実は指摘するものの結局「共同体的秩序の再編」とし（六二頁）、その積極的＝經濟的意味づけが弱い。この限りで一定の批判にはなつてない。しかしながら、「農事実行組合をどのように理解するのか」という問題が、更生運動を考える基本的論点になるだろう⁽⁶⁾」という森氏の問題意識は、筆者にはいかにも矮小のように思えてならない。

(1)は、客観的には、むしろ更生運動を「地主的」運動と評価する栗原百寿等の議論⁽⁷⁾に対する批判論点とみた方がよい。運動論としての更生運動理解に關わる問題なので後で再説する。石田説批判の中心論点である(2)の議論に限定すると、そこには二つの理論的見地が前提にある。一つは上述の部落の概念理解の問題。そして二つに國家権力の性格に關する理解である。周知のように森氏は当該期の國家権力を一義的に独占資本の権力と捉える。この是非はおくとして、二点を前提にすれば、支配の末端が部落におかれたというのは、論理矛盾である。そこで、産業組合—農事実行組合が部落と対立的に「小農の論理」で捉えられ支配の末端として位置づけられる。議論のはこびがいわゆる「社会関係第一主義」⁽⁸⁾（栗原百寿）に陥っていると思われることも、ここではおく。いずれにせよ、支配の末端が部落か農事実行組合かという問題の枠組は、前提にある理論から鋪念的に導きだされていることに注目する必要がある。

なお、ついでに述べておけば、石田氏の議論にも類似の問題がある。後述のように更生運動期の部落の社会編成に關する石田氏の理解には無理があるが、それは、国家権力の性格の理解と整合性をつけるために必然化した矛盾である。すなわち、氏によれば、戦前の国家権力の性格は「明治憲法体制」として不变のものであった（第六章参照）。だとすれば、その社会的基礎としての部落の社会編成が部分的に変化したとしても、基本の秩序原理（氏のいう「家的原理」⁽¹⁰⁾）は当然不变でなければならぬ。石田氏の場合も、このように部落と国家権力の性格に關する理論的理解がまず前提にあつた。

国家の権力的性格についての森氏の理解は、一般論としては間違っていないと思われる。そうであれば、問題は、権力の基礎を森氏のように理解しうるか否かに帰着する。結論的なことをまずいえば、筆者は、慣習、感情等でいかに前近代的要素を残存させたとしても、部落それ自体は、前近代的とか封建的などと歴史的に規定しえない、と考える。

部落ヒエラルヒー等の問題も、部落それ自体によるというよりも近代社会下での階層分解、地主的・土地所有の形成の重合によって生成、強化されたと考えるべきであろう。「『近代社会』と、まだ『近代化』されていない前近代社会」とが同時併存的に存在しているのではけつしてない。『近代社会』と『近代社会』そのものによって創出された『非近代社会』とが複合的に、相互規定的に存在している⁽¹²⁾世界——」の「近代世界の構造」についての説明は、一国的な「近代と部落」理解にもほぼ通じると思われる。

現実の構図もそれゆえに、森氏が考へていていたほど単純ではなかった。一例を示そう。森氏は田中長茂の「農村は昔に還れ」なる文章を取り上げ、当時の農林官僚自身、「部落といふものを……ある意味では復古的な部落と言いますが、自給自足生活の部落」と考へた、と述べている⁽¹³⁾。だが、ここには誤った一面化、単純化がある。田中は別に部落の本質が自給自足経済にあるなどとは考へていない。「部落制度の復活」は、ただに「村人の眞の精神的团结を強固に」するためであり、それ以上でも以下でもなかつた。資本主義の発展によつて、「農村生活に於ける価値の判断が利益不利益といふことによつてなされ、温情的であった社交も打算的になつて來た」。結果、「村の協同は精神的結合を弱めた」。けれども「部落そのものの团体であったとすれば、盛衰はあつたとしても、（中略）なくなるといふとはいひ」。村人は「部落に住む以上何等の交渉なくして生活することは出来ない」からである。部落が「なくなる時は部落人の居なくなる時である」——田中はこのように考へていた。的確、と思う。第一、部落と資本主義を並行的、二元的には捉えていない。だから、部落を基礎にした農事実行組合、そしてそれを土台にした産業組合という更生運動機構も、少なくとも田中には矛盾した構造ではなかつた。また自給自足論も、「新しい制度に於ける自給自足経済」（傍点庄司一以下文献引用の際の傍点はとくに断りない限り同断）、つまり「農家は自分達の産業組合によつて加工して之よ

り直接配給を受けて自分達の用を充たす」という「産業組合による自給自足」を内容としており、決して、森氏が理解したような単純な自給化の提唱ではなかった。

ここで問題点を整理しておく。第一に、森氏の意図はおそらく異なると思うが、議論は結果的に、更生運動を「近代的」支配の体系とみるか、それとも「封建的」「前近代的」支配の再編とみるか、というレベルにとどまっている。その限りで、結論の差異をおけば石田説の枠組は突破できていないと思われる。同じことを観点かえていうと、周知の如く森氏の根本には石田説の近代化論的発想に対する批判意識がある。しかし考えてみると、その森氏とて、「近代」と「前近代」「封建」の二元的把握を前提にする点で、根源のところではそれと無縁でなかつたであろう。視点自体は疑問の余地なく正しいとしても批判の方法に問題が残ると思われるのである。

第二に、森説のいま一つの眼目である、更生運動論による「寄生地主制の解体過程」の理論化がはらむ問題がある。氏の場合、単なる地主・小作の社会的政治的位置関係ではなく、それを超えて一挙に全体的な政策論に登りつめ更生運動の地主解体的性格が強調される。これが要点である。「国家的掌握」——この概念自体曖昧なのだが——の対象が「地主か農民か」という点が執拗に追求される。しかし、部落が単純に「地主の論理」で捉えられないとすれば、氏の議論は出発点において破綻するだろう。

従つて第三に、氏の議論では更生運動の「現代性」が十分に明確になつたとはいがたい。部落の概念理解の問題性が、もたらした必然的な帰結であろう。

部落を「封建的・前近代的」範疇もしくは「地主の論理」で捉えるドグマから自由になることが分析の出発点である。そして「部落の問題」そのものを改めて分析する。あとよりその場合、方法の問題として、「村落そのものを対

象とした」古い村落構造論的視角ではなく、「村落を一つの媒体ないし装置」とする視点に立脚する必要があること、は指摘するまでもない。問題点の具体的中身は、いみじくも上述の田中の言に示唆されている。一言でいえばそれは、更生運動下での部落機能の問題である。田中のいう、部落の「精神的結合力」によって「経済的利益の獲得を中心として起つて来た団体……に魂を吹込」むことは、どのようにして、どの程度に可能であったか。部落の歴史的性格、更生運動出現の時期等に照らしても、すぐれて現代的な内容で問題は存在している。近代的か否か、あるいは「地主的か農民的か」という二者択一的問題のレベルを超えて、その現代性こそがいま解明されねばならないと思われる。そしてこの課題は、森氏も意図する、農業問題に即した国家独占資本主義論構築に不可欠のものとしてある。

2 石田雄氏の所論について

さて、石田説についてはどうか。前述のように石田氏は、更生運動を「政治構造」論的視点から分析する。もちろんこうした視角がともすれば静態的な構造論に陥りやすいことは、氏も十分承知していた。「『政治の世界』の法則性を追及するためには……階級的対抗をも考慮しつつ体制の統合と、反体制のエネルギーとその組織力との対抗というダイナミックスを明らかにすることが必要となる。(中略)むしろ政治における前述のダイナミックスが歴史的に発展していく姿をこそ問題にしたかった」(三一七頁)、と明言しているのである。従つて、一般に指摘されるように氏の所論が意図に反して動態的でないとすれば、この方法の問題に内在してまず要因を明確にせねばならない。

さしあたり二点指摘したい。その一は、氏の階級対抗＝農民運動理解——視点＝方法の土台の位置を占めるはずである——である。といっても、体系的な言及があるわけではない。米騒動後の統合論との関わりで部分的に触れられ

るにすぎないが、そこでは大要次のようなことが論じられていた（第一章第三節参照）。小作争議の昂揚は、「地主小作の縦の温情関係」を弛緩・分裂させる一方、その家的原理の基礎を脅威して、共同体的秩序を構造的な危機に直面させた。この「実体的な変化」に対して、支配体制」は、①「協調組合」という組合組織の名をかりた緩衝装置」の設置、②争議調停の法的整備、そして③農家小組合の奨励と五人組制度復活を以て対応した。

まず②について、氏は、部落有志の調停は「あくまでも紛争を部落のワク内で解決し、それによって部落有力者の地位を却つて強固ならしめよう」とし、そして小作調停法は、それが困難化したとき「公権的にバックしようとした」もの、とする（五七頁）。①についてはとくに詳論されていないが、同じ文脈で理解されていることは間違いない。なによりも社会的次元の評価にどしまつている問題がある。また、評価も近年の小作争議・小作調停制度研究に照らして到底承認しえない。が、ここで注目すべきは、むしろこの議論の持つ意味である。

氏に従えば、争議によって後退を余儀なくされつゝも結局、①②③を通して部落の家的原理は維持されることになる。結果としてそういうのみならず、支配の方向、政策の目的も然りであったという。農民の主体形成、そして争議は、そういう体制統合の論理に易やすと包摂されるものとして理解されているのである。三つの対応は等しく「共同体的秩序の維持」という同一平面で理解される。かくして、二〇年代は、共同体的秩序の再編としては未熟な、そして三〇年代——再編の成熟段階——にストレートにつながる段階として位置づけられる。

氏の所論はこの点でも静態論に陥っている、といわざるをえない。そしてそれは、階級対抗と体制統合の関連把握の問題性によるものであった（二〇年代論の重要性）。その一は、氏の共同体＝部落理解である。^[16] 部落秩序を支える原理は、氏によれば隣保共助と家父長的家格原理である。そして両者は一体的、相補的関係において把握される。す

なわら、単位としての家は、それ自身家父長制原理を含むのみならず、家父長的な部落秩序に包摂され、自己完結的な構成要素たりえない。それゆえに隣保共助も、自律的主体者の連帯ではなく、本来的な農民の連帯感を部落秩序に適合化する一つの観念装置にすぎない、とされるのである。部落と家的原理が不可分のものとして理解されていることに注目する必要がある。

問題を含む争議理解の要因も、もはや明らかである。実は部落の概念理解に淵源する問題であった。だとすれば、批判は、根底的にはその部落理解に向けられねばならない。もちろん、ただ理論的にのみ超えることは、農地改革後の部落のありように照らすまでもなく現時点ではたやすいが、姿勢・方法において誤っている。

そこで、課題を明らかにすべく、こうした部落理解の難点が他方、更生運動の評価と分析に如何なる歪み、問題を生ぜしめたかを次に整理してみる。第一に、石田説の真髓をなす「共同体的秩序の再編利用」論そのものの問題。氏のいう「再編利用」とは、つまり「中堅自作農の設定」を前提にした①協同組合主義的・隣保共助的連帯の強化と②家格的身分階層性の温存、強化をいう(六二頁)。厳密には①は②の条件として理解されていることにも注意したい。こうして、戦前の農村社会は、(1)時をおうに従つて共同体的秩序の権力的統合が成熟、発展し、(2)その中で部落の有力者支配秩序がますます強められる、ということになる。戦時期にその極限化(三三七頁)がおしすすめられ、そして「伝統的秩序を末端組織としてくみ入れるということは、その秩序における有力者を把えることで充分であった」とより「更生運動における政治的指導」は從来と変化していない(一七六頁)、とされる理論的背景である。

(1)の問題点については上述した。協同組合イコール隣保共助原理という読みかえが、その論議の道具立てであることにひとまず留意しておきたい。ここでは(2)が問題である。それは、他ならぬ、部落と家格的身分階層性を不可分に

理解したこととの論理的帰結であった。氏の所論はその意味で、論理的にはきわめて首尾一貫していた。

しかし、氏が指摘する具体的事實すなわち「中堅自作農層の中間的位置づけ」の問題、農家小組合役員への耕作者の進出等は、むしろいところの家的な原理の弛緩、減退と評価すべきではないか。ここには、部落の概念理解に派生する無理が露呈していないだろうか。

改めて指摘するまでもなく、部落がある特定の階層を媒介に国家的支配装置として機能するには、①そこに共同体的なまとまりと規制が保持され、かつ②当該階層が他を統合しうる力を有していること、の二条件が前提となる。氏が理解したように①ならば必然的に②、ということではない。逆に、②が欠如しても、部落は支配装置として機能しうると考えられる。だから、米騒動後、とりわけ三〇年代に「隣保共助」の精神がかまびすしく呼ばれたのも、特定階層（ひとまず地主層としていい）を媒介にした支配の方式が困難化したことの現れではなかつたか。つまりそうであつたがゆえに共同体的秩序にますます依存せねばならなかつた、とは考えられないだろうか。

とくに更生運動については、問題を単純な統合論には解消できない。少なくとも建前としては全階層の、自發的・能動的な運動参加が不可欠であつた以上、運動論としての考察がぜひとも必要である。更生運動は、ある階層が他を統合、支配して展開しうるような、そうした運動であつたか否か、の問題である。

この観点からすると、第二に、石田説は、視角Ⅱ方法的に無理ないとしても、端的にいって統合論（狭義の）であり運動論としてはきわめて不充分な展開に終つてゐる。基本要因は、国家的支配装置としての部落の位置づけにあるだろう。上述の(1)のように考える限り、運動の展開条件の対象化自体がそもそも困難と思われる。現に氏は、「中堅自作農とその産業組合乃至それと一本化した形での部落秩序への統合」——共同体的秩序の再編を可能とする条件

——の条件については、ただ一般的に、「既存秩序への脅威」を契機とした「産業組合主義のイデオロギー的機能と産業組合運動の政治的指導体系の役割」を指摘するにすぎない（二四一頁）。観念、イデオロギーの問題に解消し、実体的な掘下げが、問題関心の上でも欠落している。

この点との関わりで、では、森氏のいわゆる更生運動＝中農運動論の意味はどう考えられるか。率直にいって、森氏にしても、役職構成論に著しく偏つており、運動論としてのトータルな分析はないと思われる。それに、運動の担い手に関する認識では上述のように石田氏も殆ど同様であるから、有効な批判とはいがたい。中農主体の運動というだけのことなら、石田氏もおそらく異論はないであろう。そのようなものにもかかわらず、なお「名望家秩序に正面から対決するものでな」とと思われた点（二四〇頁）が、氏にとって実は問題であった。

確かに森氏は、現実の階級編成＝農民層分解の方向に即して更生運動の展開条件を検討した。だが、石田説は、そうちした議論も包摂するふところの深さを持っていた。つまり「中間層」の経済的規定ではなく、その社会的政治的機能こそが問題なのであった。である以上、批判は、石田説における「中間層」論に向けられねばならない。具体的には、中間層について、単純に伝統的秩序の補強物とみるか、それともそれなりに独自の社会的政治的役割を果たしたとみるか、が焦点となる。もとよりそれは、更生運動に即していえば表面的な役職構成の追求だけでは明らかにならない。一步踏み込んで、運動の組織的構造、運動組織の社会編成原理、そしてそれらの既存秩序との関連性等総じて「國家」による『社会』の編成化⁽¹⁷⁾の内実をトータルに解き明かす必要がある。

先に、更生運動を相対化して捉える視点の必要について述べた。その合意は結局のところ、右のような問題をふまえて「更生運動を、厳密な運動史として分析する」ということに他ならない。

いわゆる「大正デモクラシーからファシズムへの推転」下——覚え書

(1)

さしあたり楠本雅弘編著『農山漁村經濟更生運動と小平権』
(不二出版、一九八三年) の解説「農山漁村經濟更生運動について」参照。

(2)

前掲『近代日本政治構造の研究』(以下「構造」と略記する) に集約的に示される。

(3) 前掲「日本ファシズムの形成と農村經濟更生運動」一三六頁。
なお以下、同論文と『構造』の引用等に当つては、本文中に頁数
と該当の章節のみ記し、両者の区別は前後から判明するので省略
した。

(4) この点は、前著『明治政治思想史研究』(未来社、一九五四
年)には妥当しても、「構造」の方法に関する理解としては正し
くない。当の石田氏自身、この種の批判に接して、二つの著作の
間で自覚的に方法の転換を図つていいからである。詳細は『構
造』三一三—一五頁参照。

(5) 森武麿『農村經濟更生運動と部落』(農林中央金庫研究センタ
ー、一九七七年) 八頁。

(6) 同右、一四頁。

(7) 稲原百寿『現代日本農業論 上』(青木書店、一九六一年) 二
一頁。

〔補注一〕 本稿執筆中たまたま「農村の危機の進行」(講座 日本歴史10 近代⁴) 東京大学出版会、一九八五年) が発表され
たので、これで森氏の最新の更生運動理解みると、實に、単なる修正ですませられない変化を遂げているように思われる。森
氏いわく、「經濟更生運動による支配の論理は、官僚機構を全面的に動員しながら、上からの小商品生産の組織化と育成を產業
組合・系統農会・農事実行組合を通じて進め、農民の階級闘争に向かう下からのエネルギーを生産力主義の水路に導くことによ
つて、農村の『平和』をつくりだそうとするものであった」(一六〇頁)。①「支配の末端機構は部落におかれ」たことが承認さ

七頁。

(8) 森武麿「戰時下農村の構造變化」(岩波講座 日本歴史20) 岩
波書店、一九七六年、所収) 三一六頁。

(9) 稲原百寿「農業經濟学と農村社會學」(稲原百寿著作集Ⅲ農業
問題の基礎理論) 校倉書房、一九七四年、所収) 三一二頁。

(10) この点については石田雄「家と共同体的秩序」(法社会学会編
『家族制度の研究』第一巻、一九五五年、所収) 一一〇八—一〇〇
頁参照。

(11) 小谷注之『共同体と近代』(青木書店、一九八一年) 一一〇八
頁。

(12) 「斯民」一九三四年四月号。

(13) 前掲「農村經濟更生運動と部落」一一〇頁。

(14) 薗見音彦「村落構造と農村の支配構造」(同編『社會學講座4
農村社會學』東京大学出版会、一九七三年、所収) 一四〇頁。

(15) さしあたり斎藤仁「戰前日本の土地政策」(同編『アジア土地
政策論序説』アジア經濟研究所、一九七六年、所収) 参照。

(16) 詳細は、前掲『家と共同体的秩序』参照。

(17) 山口定『ファシズム』(有斐閣、一九七九年) 一八一頁。

れ、②「産業組合—農事実行組合」を媒介にした支配機構もはやそれと対立的には捉えられていない。森氏の「農村支配体制」論のキー概念たる「小商品生産の組織化」は概念的に曖昧、経済学的用語として矛盾を含んでいると思うが、内容的にはほぼ、一般にいわれる「協同組合主義」の経済的機能に即した規定と理解していい。だとすれば、右のような議論は、当の批判対象つまり森氏いうところの「官僚的支配による共同体的秩序の再編利用論」と理論的枠組において殆ど差はないようと思われる。あとは、運動の担い手の問題の位置づけ（ただし前述のように事實認識はほぼ同じ）の違いだけである。そこで、この転換の理論的意味を整理すると、①部落を「地主の論理」で捉え、②産業組合—農事実行組合をそれと対立的に、すなわち社会的政治的位置関係レベルと生産関係レベルの問題を等視して「小農の論理」で位置づける——こうした二重の問題点を、ひとまず、両者の調和性を確認することで訂正した、といえる。森氏がいまもって①の見地に立っているか否かは定かでないが、さしあたっては問題にならない。いずれにせよ、議論は振出に戻ったことができる。なお、注目すべき他の主張点として、③更生運動＝「上からのファシズム」という規定と、④更生運動の地帯区分をふまえた全国的総括の試みがある。③も、更生運動がファシズム運動とほぼ同義に理解されていた当初の見地からすると根本的变化である。④については、実証的根拠は稀薄なのでいまは留保するしかないが、その地帯区分基準のとり方、すなわち「耕作地主—中農層の危機意識」（といってもたかだ恐怖打撃の程度差が含意されるだけであるが）の強弱を更生運動展開の根拠とする見地（「養蚕型」の設定の論拠）、あるいは担い手の階層性を地帯区分に図式的に当てはめる方法には、疑問を持つ。ともあれ、このように森氏の議論は全体として当初の独自性を弱め後退させていることは疑いないところであろう。

一一 「自力更生」の運動——その理念と歴史的段階性

叙上の課題を解決するため、以下では、主として兵庫県における「農村計画」・農会是運動について検討する。同県は、二〇年代の争議最先進地であるのみならず、更生運動開始依然に「自力更生」を合言葉とするその先駆的運動が一定の展開をみた地域として注目される。その中核が、農会是の運動であった。従つてこの運動は、問題状況とし

ても、一〇年代と昭和恐慌期の結び目に位置していた。本稿には格好の事例といえよう。

1 勤労主義の問題

農会是運動は二七年に県農会の指導で開始する。「前途に彷彿せる多数の農家農村に對して其の進路と目標を明示し、之を鞭撻激励」することを狙いとした一種の農村計画であり、「農業經營改善の指導」と「農村産業計画の樹立」の二つを柱としていた。前者では個々の農家を対象に簿記の励行、また後者は「部落の包括的指導」が課題とされた。各家と部落・村の収支、資産状況、貸借関係、労力利用状態等くまなく調査され、「經營の良否得失を明らかにし助長補短の途を究め」農村經營の「合理化」が追求される⁽¹⁾。

この運動の位置に關連して、兵庫県農会幹事・長島貞——「自力更生」なる用語の創出者とされ、運動のリーダーであった——は、「自力更生」の核心となる施設として右の二つをあげていた。⁽²⁾

最初に検討されねばならないのは、これら施策が前提にする労働の編成原理、言いかえれば労働力自立＝自家労働評価との関わりの問題である。この点に關し長島は以下のようなことを述べている。

負債の償還から更に進んでは余財の蓄積が農業經營の目的であるからには、之の目的達成の為には何に主眼を置くべきや、之を我国の如き家族労力を中心とする農家經營にあたっては、何より大切なものは家族の有する労働力である。(中略) 本会の実施した一〇六ヶ町村に於ける調査の平均では一戸當約二〇〇人の余剰労力が存在している。それでも農家自身で現に相当の多忙さを感じ殆どそれに余剰あることを感知しないのは働けば労力が膨張し、働くなければ收縮する風船玉の如き特質を持っていることが然らしめるのである。實に労力を万照とした

農業収益増加の手段は、其の節約よりも之が利用である、一層仕事を増加することである。（中略）農家の労力は之程農業の生産と其の生活とに深い関係を持つてゐるもので、自力による凡ゆる農村振興手段を帰納すれば、結局働くことになる。そして之を賃銀化することである。働くと言ふことは之程自力本願の根源である。⁽³⁾これは、農業經營改善のためには農民は限界生産力ゼロになつてもただ働くべし、と説いた岡田温らの論法⁽⁴⁾と同じである。そして長島は、この条件を、労働力配分不均等不可避な小農特有の労働力構成と、折しも進展し来つた機械化による新たな稼動労働力の形成に求めている。

ところで、後述のように、農会是運動の成否を決める重要な一因に、各種競進会による農民の競争への駆立てがあつた。だからそのあり様から、例えば農業經營改善ならその実現の方法も理解することができる。

印南郡上荘村の事例に即してみよう。当村は県内で最も顕著な成績をあげた村（二九年指定）であり、県から唯一優良事例として帝国農会にも報告されている。⁽⁵⁾

まず当村における農業經營改善の実績を二、三の指標でみておけば、①一戸当たり農業所得は二九年には四三四円であつたが、恐慌の深化にもかかわらず三一年四九四、三二年五六九円と増加する。②右は、農業經營の多角化、副業振興に拠るものであった。すなわち、農業所得中米麦收入は同期間、三六三→二八一→三三九円と停滞・減少ぎみであるのに對して、蔬菜、養鶏等の他の收入は三二→一五〇→一五五円と著増し、副業收入も三九→六三→七五円と倍増した。一方③金肥水稻反当り施用額も二九年の一四・〇七から七・三八、五・六三円へと減少したのである。⁽⁶⁾

この梃子となつた農業經營競進会は「農業經營ヲ合理的ナラシメ農家各戸ノ經濟ヲ充実セシム」ことを目的に、經

當耕地五反以上の、簿記記帳農家の参加で実施された。審査項目と配点は、純収入三〇、耕種収入一〇、副業収入一七、經營面積八、農業労働日数二〇、水稻反当収量八、自給肥料割合七、であった。前五者は、総数ではなく能力換算した家族労働力一人当たりの数字である。最高点を満点に、以下それに対する比率で得点が決定した。⁽⁷⁾

まず、収入の多寡が点数の過半を占めている点に、「収益性」重視つまり「商品生産の論理」の継貫が明瞭に見て取れる。しかし同時に重要なことは、經營面積、農業労働日数含めその「一人当たりの数字」が対象にされた点である。水稻反収、自給肥料割合とともにつきつめると労働の集約化に結びつく。とくに、あからさまに農業労働日数が二〇点という高配点であったところに、競進会の狙いがよく示されている。これらの点は、經營改善の理念に関わる問題であった。

競進会の実施方法は他町村でもほぼ同様である。⁽⁸⁾ 農会是のいう農業經營改善とは、実は、農民に対しひとえに厳しい労働の自己搾取を強いる運動に他ならなかった。包括的にいえば、そこにはいわゆる勤労主義の理念が貫いていたのである。

2 歴史的背景

農会は設定町村の指定は、一に三百円という「相当の」補助金を交付し、二にとりあえず一郡一町村に限定しこれを準拠標準として他に拡延する、そして三に「郡内に於て相当良好なる条件を具備し当該農会首脳者に適材あり某村一致農事改良氣分に富めるものにして而も農会經營改善の余地成るべく大き」い町村農会を、郡農会に推薦させる、という方針に従い行われた。⁽⁹⁾ 二七年から毎年五町村、五年間で終了の予定であった（兵庫県は二十五郡）。

ところが、二九年には、早々と三〇・三一両年の繰上分を含め三二町村が指定を受けた。県農会の農会是設定推進で「予期以上に一般に之が氣分を起さしむることを得」たためである。こうして、三〇年から郡農会の指導に移され、同年に六四、三一年にさらに四四町村が指定された。⁽¹³⁾

いま、県内における三二一年以降の経済更生指定町村をみると、同年一〇中一四、三三一年四〇中一一、三四一年一四中一二、そして三五年一〇中九、と比率は減少ぎみとはいえほとんどかつての農会は設定町村で占められた。⁽¹⁴⁾運動の形態のみならず地域的にも、前者は後者のひき直しに他ならなかつたといふことができる。

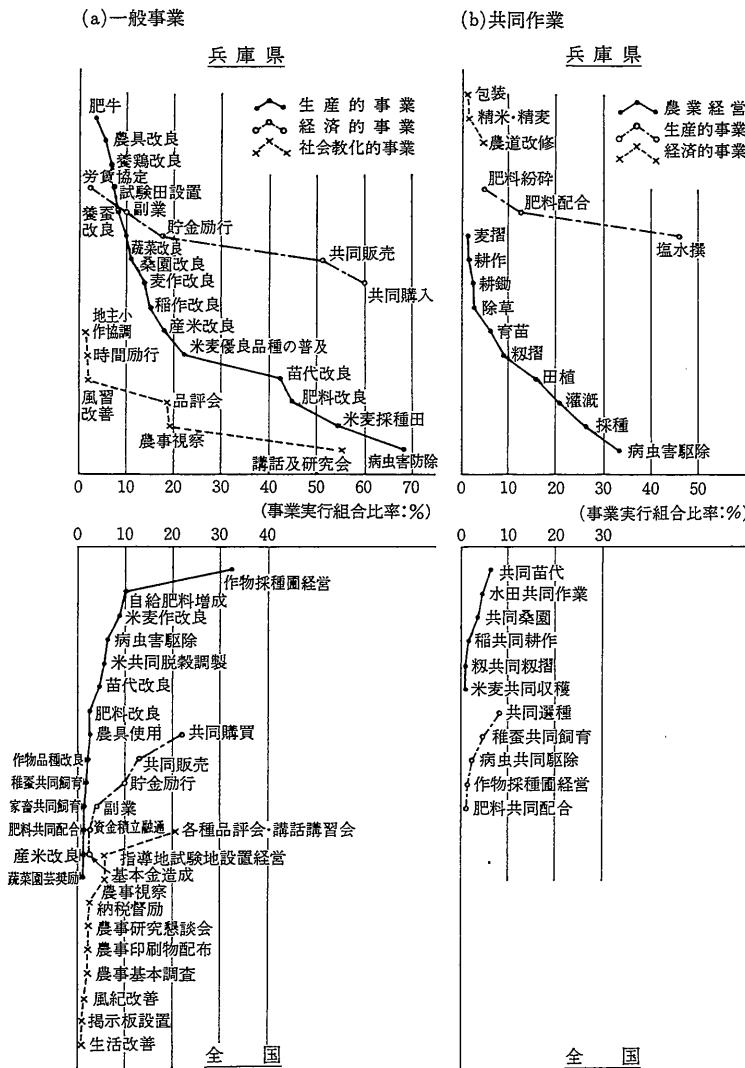
では、同県においてなぜ、かくも早期にこうした「農村計画」の取組みが生れたのか。

第一は、運動の歴史的前提出してである。兵庫県でも、一〇年代とくにその後半（転換点）⁽¹⁵⁾一八年には農会の事業も内容、理念の両面で大きく変化する。①農業經營改善の、「単式より複式」及び「雇傭主義より家族労働能率増進主義」への理念転換と実施方法^{II}対象の変更（後述）、②生産事業（それも米麦に一面化した）偏重から販売購買事業重視、副業奨励への転換、③争議防止のための土地利用組合設立、④婦人・青年層対象の教育施設（講習講話会等）拡充、等々が主要なものであった。⁽¹⁶⁾農会是の設定指導もそれらの一環に他ならない。

部落農会は、それら施策を末端において受容し実現する機関である。その奨励は一九一六年に始まり、一八年はじめまでに一〇〇余りの設立をみて以後、二一年には九〇〇強、二二年一〇五四、二五年一九八一、二六年二三五四、二七年（三月現在）一五三七、と推移した。二三年からの補助金交付によりテンポが一段と加速されている。そして二七年一五三七の区域別内訳は、大字一五八七、小字九五九であり、それぞれ設立可能範囲の六二%、六〇%を占めた。⁽¹⁷⁾農会是運動の開始時点すでに、一定の拡がりが実現していたのである。それゆえに以後更生運動開始までの期

いわゆる「大正デモクラシーからファシズムへの推転」下——覚え書

図1 兵庫県における農家小組合の事業状況



出典：帝国農会「農家組合」(1928年)8~10頁、19~20頁、26~27頁、31~32頁より作成。

注)1. 「一般事業」という表現は筆者によるが、事業の区別、事項は全て資料のままである。

2. 事業実行組合比率1%以上のものを示した。なお農家小組合は兵庫県2,354、全国72,727であった。

間はそれ以前に比してむしろ停滞的であった（三〇年一九四五⁽¹⁵⁾）。また更生運動期には、再び勢いを回復するもの（三四八月現在三八三七⁽¹⁶⁾）テンボは二二へ一七年に比較して明らかに鈍い。

加えて、兵庫県の部落農会は、全国的にみても比較的事業が活発であった。図1に二六年現在の事業別の実行組合比率を示した。実行組合未報告の府県がある上に事業名に若干の齟齬もあって全国との比較には無理があるが、およそ次のことは指摘できる。第一に、いま実行組合二〇%以上の事業をみると、全国では「作物採種圃經營」「共同購買」「品評会・講習講話会」の三つであるが、兵庫県は「病虫害防除」のほか七つを数えた。事業の進度は深い。第二に、事業の多様さである。主要な事業はほぼ出揃っているといえる。なかでも「共同販売」「共同購入」「貯金」「副業」という経済的施設と、教化的施設たる「講話及び研究会」「農事視察」「品評会」の活発な展開は注目に値する。上述のように、これらは二〇年代後半になってとくに重点的に奨励されたものであった。そして第三に、共同作業の進展も無視しえない。実行組合一〇%以上は、「藍水選」「病虫害駆除」「採種」「灌溉」「田植」「肥料配合」の実に六事業にのぼった（全国的には皆無）。

以上が運動を可能にした条件とすれば、次は、その必然性が問題となる。実体的な解明はいまのところ不可能なので、ひとまず、実際運動を指導した県農会当局者の実態認識に即して要点を述べておく。問題の核心は、右にみた部落農会の展開が内包する意味内容にある。長島は、運動推進の動機について次のように記している。

農村指導の立場にあるものは從来農家の注意を喚起し之に指導を加えるためには常に凡ゆる方法を採用してきたが、遂に今日になつては全く行詰ってしまった、押せども引けども農家は動かない、此の時に処する最後の手段が農会是の設定である。行詰れる農村指導の打開策が即之である。⁽¹⁷⁾

もちろんその行き詰まりは、絶対的な意味ではなく、部落農会の展開にも明らかに農村指導の一定の進展を前提にしていた。その中ではじめて明確になった矛盾である。では、それは何か。

(1) 先ずは運動の主体＝担い手の問題に関連する。すなわち、ある特定の階層がそのリーダーシップで無条件に他を運動に巻き込む、といった運動スタイルはすでに行き詰まっていた。「幹部ノミノ活動ニシテ一般ニ徹底セザルコト⁽¹⁸⁾」を、県農会当局も農会経営の欠陥として最重視していたのである。この場合、農会役員は「地方徳望家」かそれとも「農業ニ経験アリ且信用アル者」⁽¹⁹⁾かの選択は二次的意味しか持たない。それよりもまず個々の農民の自覚と発奮をいかに喚起するかが問題であった。農会是の課題はまさしくそこにあった。

(2) めざす「農村指導」がこのように特定の階層の統合＝指導力に依拠しえないとすれば、その成否は、方針と目標が個々の農民の志向・利害にどれだけ添っているか、つまりその現実性で決まる。行き詰まりは実はこの点にもあつた。すなわち、県農会当局者には、「現在不振の農会は其事業が其農村農家の利害に関することが無いか又は極く少ないので顧みられ無い」と認識されていた。それゆえに、農会是運動では方針と目標の樹立過程がとくに重視された。一部有力者の専断を徹底して排し、個々の農民の実状を踏まえたいわば「下から」の積み上げ方式が採られたのであった(後述)。

(3) 政策対象としての農村・農民の特殊性も考慮する必要がある。孤立分散的な小農的生産様式の下では、一般に政策的な「農村指導」は不可避的に相互分断的たらざるをえない。また政策的強制力も持たないから運動は否応なく一部の層に限定される傾向にある。抽象的に考えてもこのように、運動の組織的推進の必要性がある。農会是の運動ではじめて、その実行単位としての部落の集団性が自覺的に重視された。

- (1) 長島貞「自力更生の意義と農村自力更生の核心をなす重要施設に就て」(『帝国農会報』第二二卷第八号、一九三一年)二〇頁。
- (2) 同右、一九頁。
- (3) 長島貞「農村振興問題の中心に触れて」(『農政研究』第一一卷第一号、一九三一年)二三三頁。
- (4) 前掲、拙稿「暁歎叢三『日本農業問題の展開 下』に学ぶ」三四頁。
- (5) 詳細は、帝国農会『優良農村計画事例(第一輯)』(一九三一年)参照。
- (6) 農林省経済再生部『兵庫県に於ける農村計画実行促進施設事例』(一九三三年)五九頁。
- (7) 詳細は、同右三六一三九頁参照。
- (8) 同右参照。
- (9) 長島貞「町村農会是設定指導の概況(II)」(『帝国農会報』第一〇卷第一〇号、一九三〇年)六一頁。
- (10) 同右、一一〇頁。
- (11) 兵庫県農会『農会是設定町村の概況(其の一)』(一九三一年)および兵庫県経済部農政課『農山漁村經濟更生の全貌』(一九三八年)。
- (12) 詳細は、『兵庫県農会史』(一九三〇年)三五一四一頁参照。
- (13) この間の推移については、帝国農会編『農家組合』(一九二八年)四二頁。ただし一二年の数字(八月現在)は、兵庫県産業部『農村問題研究参考資料』(一九三三年)一三一頁、によった。
- (14) 前掲『兵庫県農会史』三一六頁。総数と内訳の合計が若干違っている。
- (15) 兵庫県農会『部落農会事績(第一〇輯)』(一九三一年)三五頁。
- (16) 兵庫県農会『県下に於ける部落農会普及状況』一九三五年、付録。
- (17) 長島貞「町村農会是設定指導の概況(I)」(『帝国農会報』第一卷第八号、一九三〇年)一五五頁。
- (18) 前掲『農家組合』六八頁。前掲「町村農会是設定指導の概況(I)」(一六一七頁)にも同趣旨の指摘がある。
- (19) 同右、五七頁。
- (20) 前掲『兵庫県農会史』三八頁。

三 実行深度の事業事項別差異

以下の二つの章では農会は運動の実績について、その事業事項別差異と地域性を考察する。目的は、勤労主義の理念が現実の運動にどう貫徹していたかを検証する」とある。

個々の事例ではなく運動総体の傾向性を検討する必要がある。そこで表2を作成したが、まずいくつか留意すべき点がある。一に事項を通常に従つて「生産事業」「経済事業」「生活改善事業」の三つに区分したこと。二に各事項の町村数は「のべ」であること。調査（おそらくアンケート調査であろう）では各町村は成績の「顕著な事項」「悪い事項」（以下「A」「B」と略記する）をそれぞれ複数あげたに違いない。それを事項別に一括した数字が示されているのである。三に対象は県下二一六市町村。三一年までの農会は設定町村に加え、三二年の同事業および経済更生指定町村と三三年の「農会経営指導」町村を含む。農会は運動というより厳密には広義の「農村計画」の実績である。さて、二つの表から以下のようなことが判明する。

- (1) 三事業のうち生産事業が、全体として最も成績が良好であった。すなわちいま、A・Bの合計町村数を事業別にみると、生産事業六四七と一八七、経済事業一一三と一〇二、そして生活改善事業九三と一三七となる。事項数が違うから個々の数字自体には意味がないが、A・Bの比率から各々の事業成績のおおまかな良否は読み取れよう。また事項別にみても、各町村がAとしてあげる事項は生産事業に著しく偏っている。仮に町村割合三〇%の線で区切つてみよう。これを超えるのは、経済事業では「農産物の共同販売」のみであるが、生産事業では「蔬菜の品質改良」と米麦の「品種改良・統一」および「収量増加」の三つを数えた上に、とくに前二者では町村の割合は実に六〇%を超えている。
- (2) 生産事業展開のありよう自体にも、いくつか際立った特徴が見て取れる。①トータルには米麦関係がA報告町村最多であるが、細かくみるとそのなかで「品種の改良・統一」が首位にある。「収量増」なし「共同採種」はそれに比べ報告町村はかなり少ない。②蔬菜関係ではB報告町村は僅か三、園芸作物を含めても一九にとどまる。一方、

表1 農会運動の実績

(a) 成績が顕著なもの

事業別	事業項目	町村数	事業別	事業項目	町村数
生産	米 品種改良・統一	134	業	土 地 開墾	17
	反 収 増 加	82		そ の 他 (8)	14
	共 同 採 種	32		そ の 他 (3)	5
	小麥の改良増殖	22		合 計	647
	そ の 他 (1)	1	經濟事業	販 売 農産物の共同販売施設	90
	蔬 菜 品種改良	143		農産物の配給改善	60
	栽 培 增 殖	7		そ の 他 (2)	2
	果 樹 増 殖	40		購 買 必需品の共同購入	30
	栗柿園の設置拡張	35		肥料の共同配合並配給	21
事	養 蚕 養蚕の改良増殖	18	その他の活動	そ の 他 産業組合の活動	4
	桑園の改良並整理	4		負債の整理	4
	畜 産 畜産の改良増殖	42		合 計	213
	養 鶏 の 増 殖	9	生活改善事業	生 活 の 改 善	60
	農 業 経 営 改 善	9		自家用醤油製造	15
經營	そ の 他 (2)	3		そ の 他 (8)	18 ⁽¹⁾
	肥 料 自給肥料改善	27		合 計	93
營業	そ の 他 (2)	2		そ の 他 (3)	28 ⁽²⁾

出典：前掲『兵庫県に於ける農村計画実行促進施設事例』附表より作成。

注) 1. 事業項目「その他」の()内は項目数。

2. (1)には「農繁託児所の設置」4、「実行信念の涵養」4、「貯金の励行」3、「小学校の農業教育」2、「家計簿の記帳」2が含まれる。
3. (2)には「中堅農家の養成」20が含まれる。
4. 「米麦の品種改良・統一」と「小麦の改良増殖」をはじめ、相互の関連不分明な項目がいくつかあるが、これは附表に示された項目をそのまま採るしかなかったことによる。以下(以下)も同断。

Aは七〇%弱の町村を占めるから最も顕著な実績をあげた作物といえる。それは「品質の改良」を主たる内容としていた。③米麦、蔬菜以外に成績が良い作物は、果樹と畜産であった。④これらの作物と対照的に、養蚕と養鶏は成績が悪い。とくに前者は、A一八に対しB報告町村は

(b) 成績の悪いもの

事業別	事業項目	町村数	事業別	事業項目	町村数
生産事業	耕種 米麦作の改良増殖	37	経済事業	合計	187
	園芸作物の改良増殖	16		農産物の共同販売	16
	蔬菜の改良増殖	3		肥料共同購入並配合	32
	養蚕の改良増殖	48		産業組合事業	13
	その他の(2)	2		負債の整理	41
	畜産 養鶏事業	45		合計	102
	有畜農業	10		生活改善事業	84
	経営 農業経営改善	3		生活の改善	50
	その他の(2)	3		時間の励行	3
	土地 用水又は農道の改修	2		その他(2)	3
	その他の(2)	3		合計	137
	その他の(2)	14 ⁽¹⁾		その他(5)	9

出典：(a) に同じ。

注) (1)には「農産物加工」5が含まれる。

三倍弱の四八に及ぶ。両方の数字ともやや少な目にでているが、これは養蚕經營を行なう農村計画樹立町村の密度にも対応してのことであろう。(5)農業經營改善の一つの眼目をなした「自給肥料の増殖」も、Aとして報告している町村は全体の二三%にあたる二七にすぎず、成績が悪い。

(3) 生産事業に比べていま一つ成績の振わない経済事業と生活改善事業に關しても内容的に留意すべき点がある。まず経済事業についていえば、①「農産物の共同販売」は唯一良好な成績をあげている(ただしその主体が産業組合か農会かは不明)。対して②肥料・生活用品の「共同購入」は、たとえば前者ではA報告町村二一にB三三一ど、かんばしい成績ではない。それとともに注目すべきは、③「負債整理」が極端に成績不振であること。

(4) 次に生活改善事業については、①六〇町村が「生活の改善」をAとして報告している。しかし片や、それをBにあげる町村も実に八四に及んだ。また②Bには「時間の励行」が「生活の改善」と區別されあがっているが、その

表2 農会は実行上最も困難であった問題

事 項		町村数	事 項	町村数
金融	農産物価格の暴落	154	人 物	村民の熱意弛緩 会員に対する農会是の意義不徹底 中心人物不在 その他(4)
	金融の梗塞	88		33
	銀行又は産業組合の破綻	22		10
	負債の過大又は整理未着手	69		7
組織	部落農会の活動不振	31	そ の 他	因襲輩きこと 計画事業の多岐等の不適當 その他(2)
	農会経費の僅少	23		40
	各種団体間の連絡欠如	3		12
	その他(2)	3		10 ⁽¹⁾
		合	計	554

出典：表1に同じ。

- 注) 1. 「金融」「組織」等の類別は筆者が行った。
 2. (1)には「半農半商地なること」7が含まれる。

数は五〇町村に達した。そして③Aでは他に「自家用醤油の製造」が僅か一五町村存在するにすぎない。おそらく「生活の改善」事項にも一部勘定されていようが、生活用品の自給化が総じて成績不良であったことは疑いないであろう。

以上の諸点を総括すると、ひとまず次のようにいうことができる。農村計画をめぐる農民層の行動はいわば「商品生産の論理」に裏打ちされていた。第一に、生産事業の進展それ自体、農民層の前向きさを示すものであるが、加えてその前向きの姿勢なるものは、単純な生産増殖ではなく収益性重視の、その点できわめて経済合理的な判断に立脚したそれであつた。現に、同じ調査で一五四の町村が「農産物価格の暴落」を農会は実行上最も困難な問題として指摘していた(表3)。農民経営も商品経済に包摂されていて、農村計画もそうした経済的な制約から自由ではありえなかつたのである。第二に、①経営と生活の自給化、②「共同販売」に対する「共同購入」、③広義の生活改善として④負債整理等の不振の物質的理由も、究極にはこの「商品生産の論理」に求められる。すなわち農民経営が商品経済にとらえられていれば、①③のような「後向き」の対応

表4 生活改善実行成績（神岡村の事例）(単位：円、%)

	地主（2～3町）		自作（1町）		小作	
	1929	1932	1929	1932	1929	1932
嫁入費	2,000	1,425	1,300	600	500	350
	（嫁方）	900	600	650	400	300
出産費	80	15	50	12	40	7
入営費	100	50	80	35	50	28
退営費	125	60	100	40	70	30
葬儀費	180	100	120	60	50	35
仏事費	60	30	40	25	30	22
合計 (比率)	3,445	2,280 (66.2)	2,340	1,172 (50.1)	1,040	672 (64.6)

出典：前掲『兵庫県に於ける農村計画実行促進施設事例』129頁。

注) 1.各費の一年間の節約件数と一件当たりの金額を示すと、嫁入費（嫁方）47件と91円、同（婿方）44件と61円、出産費141件と19円、入営費16件と13円、退営費7件と24円、葬儀費77件と15円、仏事費160件と8円となる。

2.()内は29年に対する比率。

ないし②のような直接の商品化過程からズレた部分は当然限界を持たざるをえない。その意味で、この点は一点目と裏腹の関係にあった。

しかし翻って考えてみると、こうした「商品生産の論理」にそつた生産事業の展開は、農村計画の一環として政策的な方向づけをうけていたことは事実であるとしても、同時に現実の経済的事情に左右された側面も強くあつたに相違ない。それに比べ経済事業と生活改善事業は農民層の主体的自覚を必要とする度合いがはるかに大きい。さて、表3にみるように、農会は運動の阻止条件には「農産物価格の暴落」等の経済的な問題の他に、主体的自覚の欠如、運動意義の不徹底そして中心人物の不在等の運動主体そのものに絡む問題も少なからず存在した。とくに右の二事業の不振は、おそらくこうした主体的問題ゆえにより拡大したと思われる。

そこで、運動に対する姿勢の一般的な階層差について

ても付言しておく。表4に示したのは、揖保郡神岡村の事例であるが、生活改善の一環としての金銭節約に関しては、自作層が最も積極的であった。地主層は（所有規模二～三町歩のものが対象）は節約の余地が最も大きいにもかかわらず節約幅は小作層をさらに下回る。ひとまず自作層の「中堅」性がここから読み取ることができると思われる。

(1) この点は、当局者とも明確に認識されていたようである。たとえば、一九三四年、県下二〇町村の当局者を集め開催された「農村計画優良町村実行促進研究会」では、農村計画事項中「成績特に挙げざるもの」に関するような発言があった。いわく、「生産の大部分は計画に基いて予定の実績を見ておるのであるけれど、農産物の販売統制等一部分之れに伴はざるものあるは甚だ遺憾とするところだ……」（神崎郡山田村）。「本村に於ては概ね計

画通り其成績を収めつつあるも、生活改善殊に其中の消費節約事項は計画に伴はず甚だ遺憾としておる……」（揖保郡神岡村——以上、すれど兵庫県農会『農村更生の先駆』一九三四年、三三頁）。他「村あがっている例でも、「負債整理組合の組織」化（永上郡小川村）と、「農業經營の改善と貯金」（多可郡松井庄村）が指摘されていた。

四 地域性

1 自力更生エネルギーの強い地域（イグループ）

主題の検討に入る前に、あらかじめ指摘しておくべき点がある。それは、「自力更生」という際の「自力」の意味合いの理解に関わる。自力更生運動の拡がりと深さは、農家小組合の組織化の程度に一義的に照應していたといえるが、その農家小組合の普及を促した条件に、補助金を駆使した政策的処方が当然のことながら存在した（表5）。前述の、二〇年代とくに二三年以降の農家小組合の急激な増加も、こうした補助金給付の制度化とまさに符合するものであつた。経済的テコ入ればかりではない。二〇年代には各級農会主催の講話会・講習会が多様な内容で開催された。

いわゆる「大正デモクラシーからファシズムへの推転」下——覚え書

表5 農家小組合設立補助金給付と農会の啓蒙活動の展開

(単位:円、名)

年次	補助金	講 話 会・講 演 会			うち婦人農事講習会	
		開催回数	聴衆	一回当たり聴衆	開催回数	修得証書取得者数
1920	115				2	148
21	—				7	978
22	—				12	1,522
23	12,417	419	25,764	61	33	4,028
24	15,057				36	4,182
25	13,897				43	4,797
26	13,295	309	27,590	89	37	3,704
27	11,320				39	3,625
28	15,540	558	56,101	101		
29	18,767	345	78,505	228		
30	25,403	317	45,618	144		
31	19,053					
32	18,930	253	42,010	133		
33	—	318	36,642	115		

出典：補助金は農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』（1936年）257頁，講話会・講演会は『兵庫県農会年報』（各年）より集計，婦人農事講習会は『兵庫県農会史』223頁。

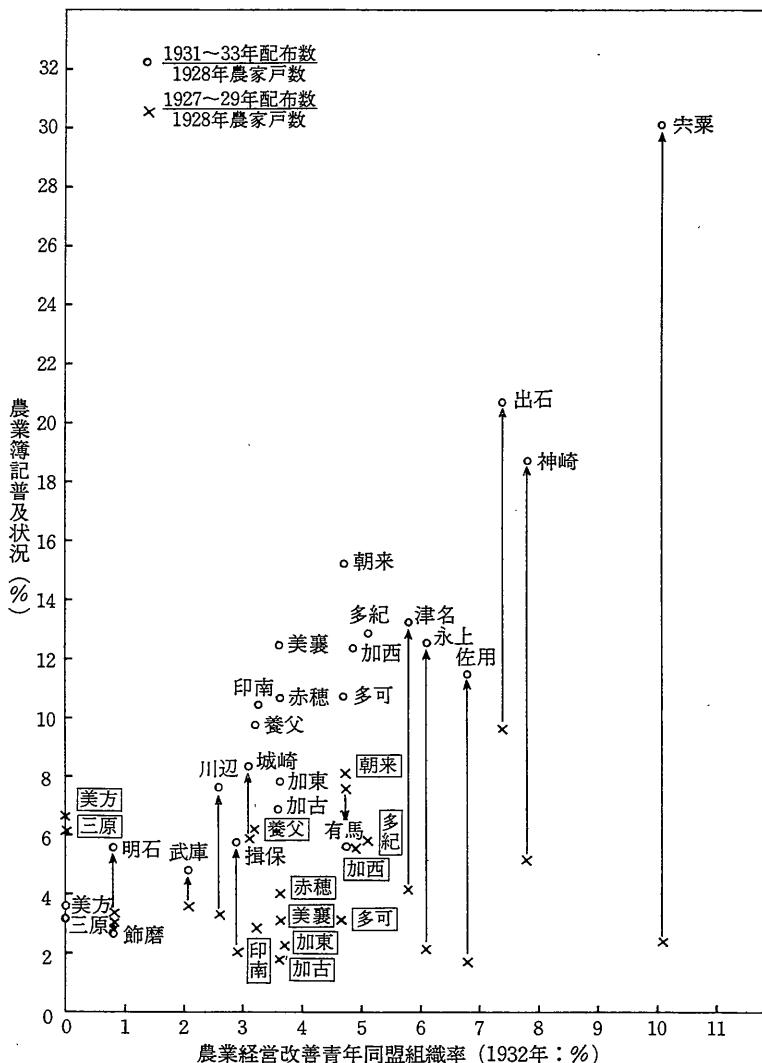
注) 空白部分は不詳。

とくに、自力更生運動の本格化する後半の時期には、表5の一回当たり聴衆の大幅増加に明示される如くその熱は飛躍的に高揚した。こうした啓蒙活動もまた、「自力更生」に向けての自発性喚起の有力な条件になったと思われる。

これらの事実に照らしても、「自力」の内実が、あくまで種々の政策的指導を前提にした相対的なものでしかなかつたことが理解される。

この点に留意した上で、自力更生運動の地域性を農業経営改善青年同盟（以下「同盟」と略記する）の組織状況に即してみてみる。同盟は、簿記記帳による自家の經營改善と近隣農家への鼓舞を任務として、三二年、県農会の指導で組織されている。いわゆる「中堅農家」の組織さ

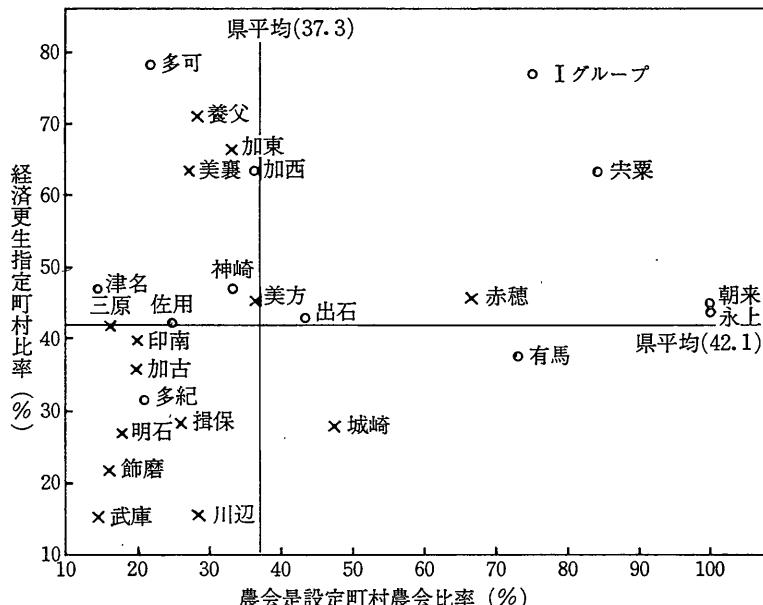
図2 農業簿記の普及と農業経営改善青年同盟の組織状況



出典：農業簿記配布数は前掲『兵庫県に於ける農村計画実行促進施設事例』262～3頁、農家戸数は『1928年兵庫県統計書』。

注）配布数の年次別変化は、1927年2,048、28年3,501、29年2,035、30年2,716、31年4,432、32年6,422、33年8,768であった。ちなみに、全国の27年配布数は14,900である。

図3 I グループの指標(1)農会是運動ならびに経済更生運動との関連



出典：農会は設定町村農会数は兵庫県農会『農会は設定町村の概況(其の二)』(1931年)，経済更生指定町村は兵庫県経済部『農山漁村経済更生の全貌』(1938年)。

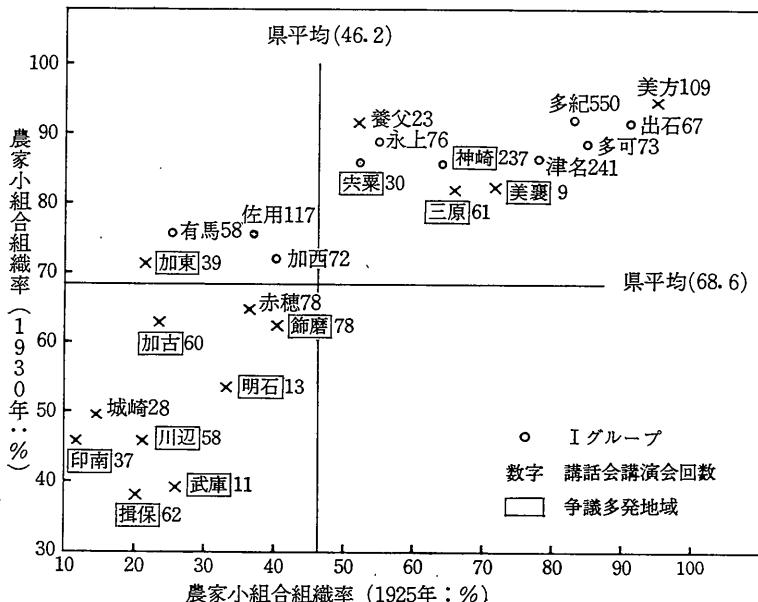
注) 経済更生指定町村比率 = $\frac{1932\sim37\text{年経済更生指定町村}}{1938\text{年町村数}}$

農会は設定町村農会比率 = $\frac{1927\sim31\text{年農会は設定町村農会}}{1931\text{年町村農会数}}$

とみてよい。⁽¹⁾結成直後の三三年、組織は県下全郡をカバーし、町村支部数三七八、加盟農家も県下農家戸数の四・七%にあたる八五一六戸に達した。⁽²⁾(詳細は次章補注参照)。

図2の如く、現実に同盟は、簿記記帳という限定的的局面にせよ自力更生運動の動向を左右する規定的役割を果たしていた。すなわち、県下の簿記普及の歴史的推移をみると、三〇年までは停滞、そして三一年以降急テンポに増加する(図2の注参照)。二七年の配比率は一・一%、対し全国的には〇・三%であるから、兵庫県の簿記普及は全国でも早期であった。しかしこの段階では、まだ明確な地域差はみられない。つまりある意味での自然的状態であつ

図4 I グループの指標(2)農家小組合の組織率、小作争議の
展開度および講話会講演会開催回数



出典：農家小組会は1925年が兵庫県農会『部落米麦改良事業成績』（1925年）、30年が前掲『部落農会事績（第10輯）』、講話会講演会開催回数は前掲『兵庫県農会年報』（各年）。

- 注) 1. 農家小組合組織率は農家小組合数を「農会既設ならびに設置可能な総部落数」(必ずしも大字数とは一致しない)で除したもの。
 2. 朝来郡は、大字数80に対し農家小組合は25年102、30年107であり、対大字比でみた組織率は県内のトップグループにあった。なお同郡の講話会講演会回数は14であった。
 3. 講話会講演会開催回数は、1923・26・28・29・30・32年の合計。

た。そしてこの停滞を打破し、地域性を鮮明にさせたのが、同盟の組織的活動に他ならなかったのである。

そこで、同盟の組織率四%

4

第一に、農会是運動との関

連では、農会は設定町村農会の比率が県平均の三七・三%以上は、有馬以下五郡、対して、必ずしも一グループで

運動が活発であったとはいえない。しかし更生運動となると、三二一～三七年の指定町村比率県平均の四二・一%以上一二郡のうち八郡はIグループに属し、関連性の有意が見て取れる。

第二に、農家小組合の組織率との関連でみると、Iグループは、二〇年代前半に一定の発展をみていた先発地域（多可・神崎・宍粟・出石・多紀・氷上・津名の諸郡）と、後半に急速に組織化された後発地域（有馬・加西・佐用の三郡）の二つに分れるが、いずれにせよ三〇年時点では、不明の朝来郡（図4の注参照）を除いて全て七〇%を超えていた。

第三に、各級農会主催の講話会・講演会の郡別開催回数と聴衆の人数が分るのでそれをみると、確かにIグループは総じて活発な展開ぶりを伺わせる。とくに神崎・佐用・多紀・津名の四郡は県内でも突出していた。対し、Iグループ以外の郡は、突出部分はないが、美方（大半が二三年に集中した）を別にしても川辺・加古・飾磨・揖保・赤穂・三原の諸郡では開催回数六〇～八〇の、Iグループの標準に近いそれなりの展開をみていた。このことは、これら各郡では啓蒙活動も空転し充分に奏効しなかつたことを意味するものではなかろうか。

第四に、二〇年代の小作争議の展開度との関連では、争議多発地域一二郡のうちIグループに属するのは、神崎・宍粟の二郡のみであった。武庫・川辺・明石・印南郡といった瀬戸内沿岸の争議最激化地帯では、同盟の勢力が弱体であったのみならず、農家小組合の組織化も県下の最低ランクに位置していたのである。

2 Iグループの地域的条件

さて、Iグループの同盟勢力優位の経済的条件はどこに求められるであろうか。

表3 労働市場展開の地域性

(単位: %、名)

地帯 区分	郡名	農林漁業 戸数比率	5名以上雇用工 場の労働者数	(A)の対 現住戸	15名以上雇用工場の労働 者数とその出生地別内訳				(B)の対現住 戸数比率	県内他郡 市への流 出数(C)	同左の流出状況		
					総数(B)	自都内	他都市	他府県			先と人數		
都市的 労働 市場 拡大 地域	武庫 川辺 加古 印南 押磨 飾磨 赤穂	13.8 36.8 49.1 61.6 53.2 57.9	11,105 4,215 3,346 1,652 2,832 2,048	3,726 8,895 3,023 2,671 7,368 211	26.7 21.6 22.0 16.8 14.8 16.6	3,503 3,490 3,384 1,508 2,189 1,694	460 449 1,261 823 524 579	588 2,756 615 262 609 262	2,455 17.9 22.3 17.2 11.4 13.5	8.4 277 641 1,331 1,209 517	491 1.2 4.2 13.6 6.3 4.2	神戸337、尼崎123 尼崎144、神戸106 印南282、神戸256 加古57、神戸37 姫路57、姫路63、神戸374 姫路72、印南34 神戸47、武庫29 加古17	
都市的 労働 市場 周辺 地域	明石 神崎 揖保 津名 三原	66.3 77.9 67.1 51.9 64.3	835 425 1,431 1,822 749	162 162 515 3,590 195	8.2 4.0 8.1 7.3 5.9	295 208 717 1,192 419	188 166 654 785 386	41 12 45 278 5	66 30 18 129 28	2.9 2.0 4.1 4.8 3.3	382 861 796 706 436	3.8 8.1 4.5 2.8 3.4	神戸248、明石73 加古37、印南14 神戸41、姫路50 姫路40、姫路39 姫路39、姫路33 姫路48、武庫28 神戸96、尼崎22、川辺18 津名248、神戸159
都市的 労働 市場 周辺 地域II	美裏 加東 多可 加西 佐用	55.8 68.0 60.0 71.3 75.7	499 390 531 379 40	62 4.2 2,182 4.8 —	6.8 7.7 7.7 58 0.7	123 94 84 43 —	97 — 10 11 —	17 — — 4 —	1.7 1.2 1.2 0.9 —	265 479 182 573 274	3.6 5.1 2.4 7.2 4.8	神戸204、加古31 神戸317、姫路39 神戸24、武庫16 神戸108、加古25 印南18、神戸9 神戸284、印南105 加古35、姫路19 神戸156、姫路29 川辺19、加古19	

いわゆる「大正デモクラシーからファシズムへの推転」下——覚え書

央栗	74.1	127	579	1.2	76	62	4	10	0.7	381	3.5	神戸76、 尼崎28、 加古28
農村的 城崎	有馬	56.9	311	58	4.0	—	—	—	—	147	1.9	神戸36、 川辺14、 尼崎14
・在來的 出石	城崎	57.4	135	1,001	0.9	48	36	7	5	70	0.5	神戸53、 川辺6
養父	出石	75.3	86	106	1.7	65	56	4	5	1.3	40	0.8
朝来	養父	71.3	214	1,794	2.3	141	66	38	37	1.5	169	1.8
美方	朝来	57.7	1,063	752	15.6	35	24	4	7	0.5	235	3.5
永上	美方	67.8	78	25	0.9	10	6	3	1	0.1	115	1.3
多紀	永上	68.2	322	632	2.1	50	40	2	8	0.3	223	1.5
合計・平均	合計・平均	62.4	164	80	1.7	—	—	—	—	136	1.4	神戸24、 尼崎6、 川辺24、 神戸55、 尼崎6、 川辺31、 神戸79、 尼崎12、 武庫47
		34.3	84,554	64,105	16.3	55,393			10.7			

出典：農林漁業戸数と5名以上雇用工場の労働者数は「1925年兵庫県統計書」（「国勢調査」と「工場統計」の数字）、他は兵庫県、「労働統計実地調査結果表」（1923年）。

注） 年次が異なるものもあって、加古・印南郡では15名以上雇用工場の男子労働者数が5名以上雇用工場のそれを上回っている。

概説を先読みへ——⁽⁴⁾、労働市場——あいもつての効率化——競争がよく輸出産業へ——の発達が、やがてそれが競争をもたらす原因のなかで決勝選ばれのやうになつた。云々のやうな思想規定された。「→」競争化の要因は、かくかくかかへる原因のなかで決勝選ばれのやうになつた。云々のやうな思想

兵庫県を労働市場の面で地域化する。⁽⁴⁾

- A 都市的労働市場拡大地域
- B 都市の労働市場周辺地域

C 農村的・在来的労働市場支配地域

の、大きくは三つ、さらにBを細分して四つに分けられる（表6）。この区分の特徴は、農村の社会関係変容のインパクトは基本的に重化学工業中軸の都市的労働市場によって与えられるという認識にたって、一義的にその拡大の程度を基準においた点にある。それゆえに一定規模以上工場の男子労働者の多寡が問題であり、製糸・織物業等の女子労働者も、それ自体は資本家的生産様式に組込まれたとはいへ、農家の労働力構成に占める役割構造から歴史的に右のようなインパクトは与えうるものではなかつたと理解され、さしあたつては考慮の外に置かれる。

〔都市的労働市場拡大地域〕 この地域の一般的特徴は、まず①戸数・人口構成の面で、第一次産業の戸数比率が武庫一三・八%、川辺三六・八%を筆頭にして高い郡でも精々六〇%強の水準にまで低下し、かつ決定的には、五名以上雇用工場の労働者比率が一〇%、そして一五名以上雇用工場のそれも八%を超える、という点にあった。二郡の他、加古・印南・飾磨・赤穂の計六郡がここに含まれる。指摘するまでもなくここは、神戸・尼崎の市部と連なつて瀬戸内沿岸の重化学工業地帯を形成する地域であった。なお、但馬地方の朝来郡も類似した特徴を示しているが、工業展開の特異性に着目して除外した。すなわち、当郡は五名以上雇用工場の労働者比率は一五・六%と極めて高率であるが、対照的に一五名以上雇用工場のそれはほとんど皆無に近い。六郡と異つて、酒造業を中心とした在来工業の展開した地域なのであった。

②労働者の移動（以下この点の考察は一五名以上雇用工場の労働者に限定される）のあり方にも、都市的労働市場拡大の様子が鮮明にでている。細かくいえば、武庫・川辺両郡と他の四郡ではやや様相を異にしている。すなわち、前二者では他府県からの流入組が実に七〇%を超え、拡大幅がひときわ大きかつたことを示している。対し、四郡で

図5 農業日雇賃銀の水準



出典：兵庫県内務部『稻作經濟調査』(1925年)。

あるようにはみられない。このことは翻つていうと、一定都市化した武庫・川辺両郡を別にすれば労働市場の拡大も地域トータルの産業・職業構成を変えるほどの深さはまだ持つていなかつたことを意味する。

はトップの赤穂郡が五〇・四%にとどまっており比率はさすがに低い。しかしいずれにしても、県内他都市、他府県からの大量の労働者流入があり、県内他都市への流出分（他府県への流出は不詳）と比較すると、両者相半ばする印南郡を除いて著しい流入超過の構造にあった点は変りない。

③以上の結果、農業日雇（男子）の賃金水準も、赤穂郡を別にすれば県内で隔絶的な昇騰をとげていた（図5）。

〔農村的労働市場支配地域〕 この地域には城崎・出石・養父・朝来・美方の但馬五郡と氷上・多紀の丹波二郡を加えて有馬の計八郡が入る。特徴は、まず①労働者の層の薄さである。有馬・朝来二郡の他は、五名以上雇用工場の労働者比率は僅か二・五%にさえ達しない。また比較的高率の二郡にしても、一五名以上雇用工場のそれでは、前者は皆無、後者は前述の如く無視しうる状態であった。ただ②第一次産業の戸数比率は五五・七五%の範囲内にあり、全体として確かに高水準であるが、Bあるいは印南・飾磨・赤穂郡といったAの一部に比べても、特に際立った差がない。

③労働者が少ない点とともに

この地域を特徴づけるもう一つの要因は、労働者の移動の在り方に示される。養父郡の七五名の他、皆無の有馬・多紀郡を含めいずれも100名以下、と流入の少ないことは当然としても、県内他郡への流出も極めて限定的な範囲にとどまった。まず流出先が武庫・川辺両郡および尼崎市等の神戸市を中心とする地域に狭く限定され、他のAの各郡にはほとんど及んでいない。従つて現住戸数に対するその比率（流出率）も、朝来郡の三・五%の他は全て二%を下回つたのである。労働市場が都市的労働市場から孤立してなお農村的・在来的構造を保持していたであろうとする根拠は、この点にある。

④農村日雇の賃金は、Aの各郡よりは当然低いが、BなかんずくそのIIに比べて低水準にあるとは必ずしもいえない。この点については後で再述する。

なお、ここには、酒造・製糸・織物業等の発展により女子労働者が比較的多く存在したこと（城崎・養父・朝来・氷上の各郡）も付言しておく。

〔都市的労働市場周辺地域I・II〕 この地域は、A・C以外の諸郡よりもなるが、単に、上記各指標が中間的性格を示すとか、地理的にAの各郡の周辺に存在した——現にそうであったが——とかいう消極的理由で類別されるのではない。積極的にその「周辺」性を限定しうる特徴があった。それは労働者の移動の在り方に示されている。(1)明石・津名二郡を除けば流入は精々六〇名台まででありCの各郡とともに大きな差があるわけではない。(2)問題は流出である。流出率をみると、多可・津名両郡はやや低いが、他は全て三%を超えている。四%以上も五郡をかぞえた。この点に、ほとんどが二%を割ったCの各郡との顕著な相違点がある。そして流出先も、神戸市を中心としてこれらに加古・印南・飾磨（姫路市）等の各郡にも及んで広範であった。後者の各郡は地理的にBと近距離にある。つまり

表7 諸運動の地域別分布

	帰属 郡数	Iグル ープ	経済更生指定町村の割合 (%)						争議 多 発 地域
			10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	
都市的労働市場拡大地域	6	—	3	2	1				5
都市的労働市場周辺地域Ⅰ	5	2		2	3				4
都市的労働市場周辺地域Ⅱ	6	4			2	2	4		3
農村的労働市場支配地域	8	5		2	1	4			—
合 計	25	11	3	4	3	8	2	5	12

この流出先の広範さは単なる量的変化ではない。それは、離村型（神戸市等との地理的関係からしてCの各郡は概ねこのケースであつたろう）ではなく通勤型兼業を可能とする労働市場の、それなりの展開を意味したのである。

こうした郡外の都市的労働市場の吸引力の強さが「周辺」性の内実を規定する第一の指標であるが、同時に郡内における都市的労働市場の展開にも注目しておく必要がある。その展開度に相当の地域差があり、単にA・Cの中間といつてすませられないからである。そこで、一五名以上雇用工場の労働者比率を基準に、二%以上の明石・神崎・揖保・津名・三原の五郡をI、そして二%以下の美嚢・多可・加西・加東・佐用・宍粟の六郡をIIとして小区分することにした。

(3) 農業日雇の賃金をみると、まず、Iの明石・揖保の二郡がAの各郡にも比肩する高水準を達成している。地理的な特殊条件があると思われる淡路島の津名・三原両郡をおくと、神崎郡をえたIは確かに高賃金水準の地域とみなすことができよう。対し、IIの各郡は全体としてCとほとんど差がない。ここでは、都市的労働市場の内部的展開の微弱さゆえに、外部からの一方的な吸引力も、内部へ転化し底辺から賃金事情を変えるまではまだ至らなかつた、ということであろうか。いずれにせよ、IとIIは賃金水準の面でも差異があつた、といつても間違ひなかろう。

以上で各地域の特徴が明確になつたと思う。この地帯区分を踏まえIグループの

分布をみると、まず、一郡中、実に九郡がCとBⅡの二地域に集中している（表7）。一方、Aの六郡と、BⅠの、瀬戸内沿岸にある明石・揖保（Aの各郡に挿込まれているだけに都市的労働市場の吸引力も強くうけ現に農業日雇賃金は当該地域で群を抜いて昂騰していたことは上述の通り）の計八郡には全く存在しなかった。

国家的施策としての経済更生運動も当然、こうした「下から」の自発性を反映したものとならざるをえない。前述のようにIグループと、更生町村指定率の高い郡はかなりの部分重なり合うが、改めて地帯区分に照応させて各地域の状況をみると、個々の郡の変動はあるにしても総じてIグループの分布と同様の傾向が現れている。AとBⅠで指定率三〇%を割っているのは、やはり武庫・川辺・飾磨三郡と、明石・揖保の二郡であった。なお、指定率でみる限り、全体としてBⅡがCを上回っているが、この差にはとくに意味はないと思われる。

ちなみに、県内の争議多発地域は、表7にみる如くIグループとは全く対照的な地域分布をとげていた。

以上の分析から、自力更生運動（及びその国家的施策への発展形態たる経済更生運動）が、勤労主義を本質的理念としていたという、まさにその一点において経済的制約条件をはめこまれていたことが、ほぼ明らかになつたである。

う。

(1) 同盟は先駆性と活動の活発さで特異な位置を占めたと思われる

が、もとより類似の組織は、全国的にも農業經營改善同志会（愛知県）、「農業經營改善同盟」（富山県）、「青壯年篤農家農業經營研究会」（山口県）、「中堅青年同盟」（愛媛県）等々広範に存在していた（詳細は『帝国農会史稿』（記念編）六四八—五一頁参照）。

(2) 前掲『兵庫県に於ける農村計画実行促進施設事例』四頁。

(3) この点については、拙稿「小作争議と地主制の後退」（『土地制度史学』八三号、一九七九年）参照。

(4) 研究史の上ではすでに、全国を対象とした西田美昭氏の研究がある（同編著『昭和恐慌下の農村社会運動』「御茶の水書房」一九七八年、第一章）。労働市場のみならず、「日本農業＝地主制

の地域的展開」まで視野においた極めて詳細な研究であるが、方法の問題にも関わつていくつか疑問が残る。まず第一に、当然西田氏にも自覚されていることと思われるが、労働市場の面での地帯区分に際し、府県を単位とするとの適否の問題。そして第一には、男子労働者だけでなく女子労働者の動向をもとり入れ分析されていいる点である。労働市場構造の自己完結的分析ではなく、

すぐれて「農村社会運動」との関連を意識されたものであつてみれば、女子労働者の問題はひとまずおいて考察を進められる必要があつたのではないかだろうか。

(5) なお、農村側からみると、Aでも農村は都市的労働市場に対して「周辺」であるが、郡=地域を単位とした以上、AとBに関するこうした区分は意味があり、また必要でもあらう。念のため。

〔補注〕 以上では労働市場の侧面のみ検討してきた。それは、勤労主義の理念が現実の運動展開にどう貫徹していくかを解明するという問題関心からであった。基底の条件としてそこに着目したこと自体は正鶴を逸していいと思われるが、翻つてそれで全面的な説明になりえているかといえば、もちろん否である。併せて、農業内的条件も、要因として比重正しく位置づける必要がある。ただ、その位置づけの問題に關わつて一言いと、農業構造の相違といつてもあくまで兵庫県内でのこと、以下で概括する如く、一般に「東北型」「近畿型」に相当するような本質的・類型的なものでは到底なかつた。それゆえに農業内的条件として、それ自体は運動展開を根本的に左右するようなものでもなかつたと推察される。労働市場の面が基底の条件とすれば、少なくとも兵庫一県的に考察する限り、農業内的条件は二次的なものとしてしかみなしえないのである。その意味でも、以上の検討は誤った一面化には陥つていないと思われる。そこで要点をかいづまんで整理しておく。農業生産あるいは農家経営の構造に焦点を合せ地帯区分すると、兵庫県は、①「耕種」單一農業地域、②「耕種プラス養畜」農業地域、そして③「耕種プラス養畜プラス養蚕」農業地域、の三つに分けられるであろう(付表1)。これは「農家一斉調査」(一九三八年)の「農種」区分に準拠したものであるが、①は、農家構成中、「耕種のみ」が八〇%以上、②は、「耕種プラス養畜」農家(平たくいえば畜産農家)。これは他に「耕種プラス養畜」経営の型として広範に存在するが、ここではひとまず勘定にいれない)が二〇%以上をそれぞれ占める地域であり、そして③はいわゆる養蚕地域であった。養蚕農家の比率は、大体四五割、出石・朝来の二郡そして養父郡のように六割あるいは七割を超えるところも含まれる。なお、兵庫県の特徴であるが、城崎・養父両郡を別にすると概ね、養蚕農家の大半は「養畜」も組入れた「耕種プラス養畜」経営の型として展開していた。これら三地域を、先の労働市場を基準にした地帯区分につきあわせると、Bは①と②の二つ、IIが均等に三つに分散するが、

付表1 農業の地帯区分

(単位:%, 石, 合, 円, 貫)

		農業種別農家構成				二毛 作田 米反収 比率	農業機械化指標			農事改良進展状況				反当肥料 消費額 原種普及率 及率	耕作規 模1町 以上農 地 自給 肥料 肥料 比率	一戸當 農業生 産額		
		耕種 のみ	耕種 アグス 養畜	耕種 アグス 養畜	耕種 アグス 養畜		原動機	農機具	苗代	正條	塩水	木醤の 原種普及 率						
			台数	対農家 戸数比	台数		改良	植	播	播	播							
「耕種」單一農業地域	武川明美加加印飾揖赤	庫迎石裏東古南磨保穂可	97.9 94.5 98.0 84.7 93.4 97.4 96.9 91.9 89.9 84.1 66.8 67.5	2.1 5.5 2.0 14.3 5.2 2.2 2.5 1.1 3.2 7.1 1.5 4.3 6.3 3.2 7.3 1.0	— — — 0.6 1.1 0.2 — 74.1 0.1 80.5 75.6 28.1 2.30 2.10 58.1	52.6 73.8 58.8 32.8 64.0 76.9 74.1 69.9 2.9 80.5 265 107 58 1.0	2.60 2.65 2.52 2.34 2.23 2.33 2.57 2.49 2.56 2.56 2.1 2.1 2.0 2.20 2.20 1.0	69 180 70 161 179 120 68 136 56 56 43 43 99 141 99 0.7	1.4 2.5 1.1 3.4 2.3 1.5 1.7 5.0 3.0 3.5 43.6 2.1 2.8 1.7 33.4 0.7	131 219 107 277 385 245 49.6 45.3 29.3 43.6 48.4 19.0 31.6 2.8 40.0 39.0	2.7 3.1 1.7 5.9 3.85 3.0 1.7 1.5 29.3 43.6 28.4 11.2 14.3 31.6 12.2 90.6	12.7 74.7 92.4 53.2 45.3 29.3 49.6 33.7 99.8 43.6 84.0 83.7 35.8 69.6 122 90.4	76.3 96.1 60.3 55.6 99.8 99.8 10.0 83.7 56.6 48.1 84.0 10.0 9.90 14.3 6.86 122 80.4	15.2 55.6 65.9 35.1 54.5 56.6 46.5 46.5 26.7 48.1 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6	7.90 11.43 6.98 11.43 10.6 26.7 37.4 46.5 15.61 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6	224 137 123 137 195 130 7.40 10.6 130 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6 10.6	22.8 18.9 40.9 34.5 37.1 27.2 42.4 37.4 11.7 30.2 12.5 12.5 12.5 12.5 12.5 12.5 12.5 12.5	1,050 813 951 731 837 867 839 638 739 302 638 638 638 638 638 825 521 577
「耕種」	馬可	67.5 20.3	6.3 4.3	4.3 2.10	58	1.0	99	1.7	59.5	97.8	98.9	90.4	8.95	210	16.1	577		

いわゆる「大正デモクラシーからファシズムへの移行」下——覚え書

「ブス養畜」農業地域		「耕種ブス養畜」農業地域		「城出養畜」農業地域		「朝美永上」農業地域	
加 神 多 津 三 佐 用 栗 崎 43.1 4.6 34.6 16.5 37.8 1.90 39 0.5 71 0.9 71.0 88.8 77.0 29.4 2.36 94 1.1 94.3 97.8 100 23.8 2.78 227 15.6 499	西 崎 68.8 19.9 4.8 5.2 80.0 2.08 70 0.8 132 1.5 36.0 100 63.1 43.7 10.15 144 13.5 744	西 崎 65.4 23.8 6.1 4.6 34.2 2.30 79 1.2 47 0.7 75.0 97.7 87.5 38.0 6.03 209 37.9 608	西 崎 71.7 24.0 2.6 1.5 69.0 2.05 83 1.2 131 2.0 42.3 100 70.2 26.4 10.00 241 27.1 676	西 崎 73.5 20.5 4.1 2.1 38.3 2.37 96 1.0 238 2.4 61.0 69.2 67.5 13.1 8.35 333 18.2 623	西 崎 36.3 16.2 19.5 27.3 63.3 2.15 19 0.4 28 0.6 42.9 100 80.4 37.3 1.97 232 14.0 497	西 崎 38.3 21.0 13.5 26.8 70.0 2.23 41 0.5 65 0.9 14.2 57.7 39.9 59.2 2.75 198 4.2 481	
用	36.3	16.2	19.5	27.3	63.3	2.15	19
栗	38.3	21.0	13.5	26.8	70.0	2.23	41
崎	43.1	4.6	34.6	16.5	37.8	1.90	39
石	38.3	21.0	13.5	26.8	45.0	1.80	29
父	17.7	4.8	40.1	36.3	68.6	2.20	22
来	25.3	5.1	21.8	45.5	55.8	1.90	30
方	17.7	4.8	40.1	36.3	15.5	1.72	7
上	39.7	19.4	14.9	23.4	66.2	2.18	134
合計・平均	67.4	12.0	7.6	9.3	61.2	2.364	1.3
						3,978	2.2
						50.0	89.7
						65.0	36.0
							19.6
							684

出典：農業種別農家構成と耕作規模1町以上農家戸数比率は兵庫県総務部調査課「農業調査結果表」（1938年）、米反収は内務部「稻作反当収穫高と小作物に関する調査」（1924年）、農業機械の台数と農事改良の進捗状況および自給肥料の消費額は同「農事改良奨励試験」（1928年）、金肥消費額は「1922年兵庫県肥料統計」、他は「1927年兵庫県統計書」。

注）1. 農業種別区分は他に「養畜のみ」「養蚕のみ」の項目があるが省いた。「—」は皆無と0.1%未満の両方を含む。
 2. 「原動機」は石油発動機と電動機、「農機具」は動力農具の、稻拔・搬措・麦摺・大豆粉碎機と灌漑用唧筒、製糞機、繩仕上機の合計。

付表2 労働市場と農業の各地帯区分の対応関係

	A	B I	B II	C
①	武庫 川辺 加古 印南 飾磨 赤穂	明石 揖保	美濃 加東	
②		神崎 津名	多可 多紀 加西	有馬
③			佐用 宍粟	城崎 養父 美方 出石 朝来 永上

注) □はIグループ。

①とA、③とCはほぼ対応した(付表2)。Iグループの分布をみると、それは②と③に限定され①には全く存在していない。とくに有蓄農業が持つところの、「農業經營の構造の複雑化を促し中間生産の段階を増加し巡回生産の度合いを増加する」(東畠精一『日本農業の展開過程』[農山漁村文化協会、一九七八年]二六五頁)という積極的特性の所産とみなしうるであろう。換言すれば、②と③は有蓄農業を展開させていた点において、農業經營改善の下地・展開余地を相対的に広く内包させていたのであった。それはともあれ、Iグループに入る②・③の各郡の農業構造の特徴を概括すると、総じて、第一に生産力水準=稻作収量は低位にある。第二に農業の機械化が遅れている。第三に、が、その代りとくに丹波・但馬地方を中心苗代改良・塩水撰等の農事改良が進展していた。第四に反当たりの金肥消費額が少なく商品經濟への包摂の浅さを伺わせた。そして第五に耕作規模一町以上の農家も層として薄いところが多い。このように総括的にいうと、これらの地域は、仮に「先進」「後進」の二分法——こうした区別が分析的にどこまで有効かはともかくとして——をあてはめると、明らかに後者に属していたのである。

五 運動の構造(1)——部落利用の問題

農会は運動の方式で最大の特徴点は、意識的・体系的な部落利用であった。ここに、個々の農民ではなく、集団つまり農村では他ならぬ部落の政策対象としての指定が確立したといえる(補注参照)。単なる支配の末端装置というだけであれば、形態的には部落はそのはるか以前から然りであったろう。しかしもとより、この運動における部落利用

はそれと内容的差異がある。そこで運動の構造に関わって次の問題が検討されねばならない。すなわち、

- (1) ある階層の統合＝支配力（部落内の）弱化の中で、運動に向けてどのように農民総体の自発性・能動性が確保されたか。

- (2) そしてそのことは既存秩序との関連で何を意味したか。

1 組織化の問題

一番目の点は、前に関説した問題である。支配の媒介層が弱体化しても、そのことは直接部落の支配装置としての無機能化を意味しないという点が出発点である。むしろ論理的には、そのぶん、部落の共同体的結合と規制の強化、そしてその利用が一層追求されるという関連にあるのであろう。

農会是運動の目指した方向も、実はそれであった。では、その意味内容はどう理解されるか。

(1) 農会是は町村単位で設定されるが、それが完了し次第、その「細部の一層地方的な実際化を図」るべく部落農会是が設定された⁽¹⁾。ところが、このような実行責任を部落が負わされたのは、何も共同体的規制を以て農民の行動を一方的に拘束するためだけではない。そこで注目されるのは、県農会が、部落農会活性化の一手段として、月一回の例会の開催を強く奨励していた点である。そこでは、「月々の実行事項を協議し、併せて貯金の取纏め購買又は販売品の申込み並びに配給をなす等」の日常生活に關わる事項について調整するものとされた⁽²⁾。前述のように、もともと農会是は、個々の農民の志向・利害に添わない「農村指導」の行き詰まりを契機に生れた。月例会は従つて、單なる部落結合の強化が狙いではなく、むしろ諸利害調整を保証する制度的条件であったといわねばならない。

(2) そうであれば、その場は、必ずしも大字＝部落である必要はなく、会員の面接的関係があれば自治機能を持たない小字でも良いことになる（三〇年の部落農会区域別内訳は、大字一八九四、小字一〇八五である⁽³⁾）。實際、部落農会区域に関する県農会の方針は、「一大字又は一小字は会員の業態相類似し、生活状態も酷似し、親善なる隣保関係を有し、從来対内的にも対外的にも基礎団体として行動せるものなれば、直ちに之を以て部落農会の区域とするを最も適當なりとす」⁽⁴⁾ というものであった。利害調整が容易なように、階層の近似性がとりわけ重視されたことは充分に注目されてよい。

(3) この個々農民の利害重視の姿勢は、農会是の方針と目標設定の手続において一層特徴的に現れていた。前述の「下からの積み上げ方式」とは、詳細には次のような事態をいう⁽⁵⁾。すなわち、農合是設定町村では、一般に農会是設定委員会なる機関が設置される。農会長を委員長に、農会役員（総代含む）、部落農会長、各種団体幹部が委員として加わる。調査委員は、一人当たり三～四〇戸担当を日度に各部落から選抜される。そして当委員会を軸に表8のような手順でことは進む。注目すべきはまず、全戸出席の農会員大会（町村レベル）の、都合二回にわたる開催が想定されている点である。事業開始の動機、調査事項と方法、樹立された計画と方針、そして予算編成と要所は万ばん、少なくとも形式の上では一般会員の承認と支持をふまえる仕組になっていた。年間の活動経過と成績も、全戸に周知徹底すべく農会員大会での公表が義務づけられていた。また、運動の鍵となる調査で、戸別申告が原則とされた点も重要である。調査委員の役割はあくまで受持農家の記入指導にあつた。分担制限もそのためである。

(4) 部落農会の運営機構自体の変化もとくに留意を要する。部落農会活性化のいま一つの手段として、組織に種々多様な係を設け、「一人一役主義」を標榜しつつ全会員が何れかの役職に就任する体制が奨励され実現した。県農会

表8 農会是設定のアニュマル

タイム・スケジュール	課題	手續
4月上旬	実行機関設置	農会是設定委員会設置
4月中旬	事業方針と調査 方針の原案作り	農会是設定委員会(第1回)
4月下旬	同上の決定	農会員大会(第1回) 要件:各戸から1名以上出席
4月下旬 5月上旬	調査の実施	常任委員の分担 (農会職員) 公簿又は統計による調査 認定による調査 調査方法 委員の分担 (部落選出) 戸別申告の奨励 (受持戸数3~40戸) 実地調査
7月又は8月	農会是設定	農会は設定委員会(第2回)
9~1月	細部の詰め・調整	農会は設定委員会(第3回)
2月	次年度予算編成	農会員大会(第2回)
3月	年間活動総括	経過報告と成績の発表

出典:前掲「町村農会は設定指導の概況(一)」27~29頁より作成。

の方針では、それも出来うれば総会での選挙による選出が良いとされた。少なくとも建前としては、部落農会の会員は平等の権利を有する。だからようするに、農会事業に対する会員の「参加」意識の喚起が、ここでは目的であった。県農会も「部属制度」とこれを呼び、部落農会に対する経営面の指導でも最も重点をおいた。⁽⁶⁾

これらの指導方針が現実にどの程度浸透し、そしてどう実行に移されたかは今後の解明すべき課題としても、農会は運動を推進する上でこうした指導が必要であったということ 자체、第一に、当該期における部落の、支配装置としての位置を示して余りある。部落はもはや決して無矛盾の統一体ではなかった。部落を

「無為自然の共同体」とし、農業經營合理化への農民層の努力も「生物自然の欲求」に根ざした「自然の運動」であり何らの「主体的行為」ではなかつたかとする見方（藤田省三氏のいわゆる「郷土主義」⁽⁷⁾）は、その意味で明らかに現実を歪めている。そうではなくて、構成員はめいめい主体的に自己利害を主張し、諸利害錯綜—合意形成への不斷の努力の中でからうじて存続していた（その点で十分に近代的であった）——これが部落の実体であつたと思われるし、また現実に政策当局者にもそのようなものとして認識されていた。

第二に、そうであれば、部落を通しての支配は、いわゆる「組織化」として貫徹せざるをえない。「組織化」とは、表面的には農業団体への統合という組織現象を示すが、概念の問題としては成員の政治的・社会的地位の変化に即して捉えるべきである。具体的にはその、単なる支配客体から能動的成員・支持者への転化、そして組織内での一定の地位への編入（担い手化）を含意する。⁽⁸⁾ その点で、利害の吸収・調整機構の内的整備という制度的な民主化措置、さらには全構成員に対する運動「参加」の保証というすぐれて現代的な手立てが講ぜられたことは、「組織化」の実質化を表すものに他ならない。

2 強制的同質化の問題

以上が農会は運動における部落利用の一つの側面であるが、いま一つ指摘せねばならない点がある。しかも、当該期における農民層の自発性喚起の方途としてはむしろ以下の点が決定的に重要であった。

それは、競進会や品評会による農民層の「競争」への駆立てである。もとよりこうした会 자체は、古くから農会の農事改良の手段として実施されておりとりたてて目新しくはない。しかし、ここで問題にするのは、内容と意味が異

なる。

(1) 同じ競争であっても、まさにその場によって持つ社会的意味合いが異なってこよう。伝統的な方法は、一部エリートによる町村を横断した競争であった。その効果もだから当然、交流と相互練磨による技術向上という経済的なものに現局されたであらう。対して、新たな競争は、「部落を舞台にしていた。すなわち、その「競進施設の最も重要な点」は、「各部落各小組の実行競進会又は各農家の経営競進会を開きて毎年度成績を公表し互いに競争心を喚起、高調せしめ興味を以て毎年の成績公表を迎える様誘導すること」⁽⁹⁾にあるとされた。同一部落の構成員は、精農駄農問わず同基準による競り合いを強いられる。だから經營改善への農民個々の多様な試みは封殺された。⁽¹⁰⁾そしてさらに重要なことは、成績優秀者は、「部落代表」として町村レベルの部落対抗戦を行う仕組になっている点である。部落という面接的関係の下で、相互の優劣を客観化し、勝者は部落の名誉を担う——こうした機構が農民層にいかなる効果を持つかは自明であろう(差別の体系)。

(2) 部落間競争は部落代表だけで争われたのではない。個人の成績が部落で集約されそこに反映する仕組にもなっていた。例えば、前に引例した上庄村では、農業經營競進会に絡めて部落集会の審査会が持たれた。審査項目と配点は、經營競進会参加農家の平均点数六〇、集会成績二〇、そして農業補習学校出席成績二〇である。⁽¹¹⁾「諸会合の際は出席表を作り之れに時々記入して一ヶ年を集計し、(中略)諸会合に対する個人の出席率が部落の成績にも関係を持つよう計画」⁽¹²⁾されていた。そして、競り合いは經營の狭い範囲に限定されたのではない。運動の目的から当然であるが広く生活全般に及んだ。となれば、いやがうえにも相互に全人格的な競争の様相を呈してこそゐるをえなかつた(抑圧の体系)。

(3)

この競争システムは、組織化の機構の一環にビルト・インされていた。だから、歴史的意味づけの問題として、それは、反面、成員の社会的・政治的関係に流動をもたらし、ひいては新たな規範秩序形成の契機になった点が指摘できる。いまこの点を、兵庫県から一旦離れ更生運動優良村として著名な群馬県北橘村の事例^[13]に即して検討してみよう。下箱田下組農事組合の階層と役職の構成を一例として示した表9によると、第一に、階級・階層分解に際立った特徴が見て取れる。すなわち、土地所有が資格要件として耕作と不可分に結合している点。両者の分離が農業構造の近代的進化の方向であることは考えれば、この事実は本村の資本主義浸透の立ち遅れを物語るものに他ならない。これに照応して、役職構成も、おおむね、上層の地主・自作層が重要な地位を占めていた。しかしながら、第二に、そうした中でみられる、今井金平（組合長）、今井定吉（購買部長）そして近藤鉄之助と高橋康平（ともに評議員）ら自小作層の台頭に、ここではむしろ注目したい。もとより条件は單一ではないであろうが、経済的には、競進会の成績に顕現した更生運動下の經營対応の良否が一つの重要な決め手となつたことはほぼ疑いないとと思われる。すなわち、本村でも競進会（しかも競争局面は出品点数の多さに明らかなように極めて広範囲に及んでいた）は更生運動促進の軸心であった。そして政治的進出を遂げた右の者たちは、競進会の成績も良好だったのである。このようにみると、競争システムの導入は、社会的・政治的関係における業績主義的規範の浸透を結果した、ということができる。

成員の社会的領域における強制的同質化は以上のようにして実現される。関連して上述の組織化を意味づけると、それは同質化に伴う抑圧感を中和し自発的服従にたかめていく役割を客観的にはたした、ということができる。もつといえど、一般に組織化のための参加は見方をかえると必ず「とりこまれ」の契機を含むが、この競争システムこそ、「とりこまれ」の三〇年代特有の形態であった。

いわゆる「大正デモクラシーからファシズムへの推転」下——覚え書

表9 競進会の成績と役職構成の関連

(単位: 反)

氏名	所有規模	耕作規模	階級・階層	等級				出品点数	役職	
				1等	2等	3等	4等		1934年	1938年
今井善一郎	105.1	16.4	地主自作		5	5	10	貯金部長	調査研究係	
今井喜平次	26.5	22.1	自作地主		5	7	12	販売部長	販売係(員)	?
根井金次郎	24.0	24.0	自作		4	4	8	?		
今井兼重	22.1	16.1	自作地主	2	6	6	2	14	顧問	組合長・品評会係(長)
今井宗一郎	17.4	18.3	地自小作	1	3	3	7	14	副組合長・審査長(理事)	生産部長
今井保之	14.3	9.8	地主自作		1	1	11	13	評議員・監事	顧問・会計係(長)
今井敬三郎	14.0	6.2	地主自作	1	2	6	3	12	顧問	顧問・調査研究係(長)
奈良六次郎	10.5	24.5	自小作	2	3	2	5	12	研究員(員)	販売係
今井由農	9.9	3.7	地主自作		2	7	9	経済部長	経済部長	
近藤尤作	10.0	20.3	自小作	1	3	3	7	14	幹事	採取係
登坂光五郎	10.0	10.0	自作	1	1	3	5	10	研究員(員)	加工係
登坂墨之助	8.8	14.8	自小作	1	1	4	4	10	実行委員(員)	利用係(員)
今井依平	8.6	14.7	自小作		1	3	5	9	研究員(員)	養蚕係
今井啓二郎	8.3	9.1	自作					?		?
今井金平	7.1	12.6	自小作	3	4	8	1	16	組合長・理事	副組合長・貯金係(長)
今井義雄	5.9	6.2	地自小作			3	5	8	?	?
登坂長十郎	5.2	12.1	自小作			1	5	6	評議員・監事	貯金係
近藤鉄之助	5.0	8.6	自小作	2	3	1	11	17	評議員・監事	加工係(員)
今井定吉	3.2	10.0	自小作	5	2	5	3	15	購買部長	購買係(員)
高橋康平	1.0	9.3	自小作	2	3	4	2	11	評議員	採取係(員)
戸部宗胡	1.0	1.0	自作				1	1	教化部長	教化部長・貯金係
奈良巖	—	14.5	小作		2	1	5	8	研究員(員)	病虫係
登坂新作	—	8.5	小作			1	6	7	研究員(員)	病虫係(員)
今井石平	—	8.0	小作			1	6	7	実行委員(員)	養畜係(員)
高橋善太郎	—	7.3	小作			2	7	9	実行委員(員)	養畜係
狩野三津五郎	—	3.5	小作	1	1	3	6	11	幹事	品評会係
狩野真一	—	3.2	小作					?	幹事	審査係
今井勇	—	3.0	小作					?	研究員(員)	会計係
野島富明	—	2.5	小作			2	5	7	調査部長	審査係(員)
奈良卯之助	—	1.5	小作				1	1	実行委員(員)	利用係

出典：所有・耕作規模は下箱田農事実行組合「農事実行組合内容調査小票」(1939年)、

品評会の成績は同「農産物品評会受付簿」(1935年)、役職は同「議事録」など。

注1. 品評会への出品品目は、大麦・小麦・繩・聖護院大根・結球白菜・草履・水稻苗代・甘藷苗代・水稻・陸稻・甘藷そして主婦会出席状況等多彩をきわめた。

注2. なお、今井善一郎の父善兵衛は村長、戸部宗胡は僧侶であつた。

ところで、場の問題とは別に、こうした競争システムは部落に本来的なものとは捉えられない。なぜなら、それにはまず、独占資本段階固有の社会政策＝農村組織化の手段として打出され、そして現実に、勤労主義＝一方的な土地生産性引上げの方向であつたにしても農民的小商品生産に下支えされ、またその促進を本質機能にしていったからである。その点で明確に、独占資本段階確立に根拠づけられた社会事象であった。

同質化の局面でも、部落という伝統的要素に依拠していた。しかし、その依拠の仕方はまたしても、いわば競争原理を支柱としたすぐれた現代的なあり様であったことが注目されねばならない。

- (1) 前掲「町村農会は設定指導の概況(一)」二六頁。
- (2) 農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』(一九三六年)二七九頁。
- (3) 前掲『部落農会事績(第一〇輯)』三八頁。
- (4) 前掲『農家小組合ニ関スル調査』二七六頁。
- (5) 詳細は、前掲「町村農会は設定指導の概況(一)」二六一—二八頁参照。
- (6) 前掲「農家小組合ニ関スル調査」二七七—七八頁参照。
- (7) 藤田省三『天皇制国家の支配原理』(未来社、一九六六年)一三九—三一頁参照。
- (8) 塩原勉『組織と運動の理論』(新曜社、一九七六年)六五頁。
- (9) 前掲『兵庫県に於ける農村計画実行促進施設事例』三一四頁。
- (10) 例えは上庄村では、競進会は「農村計画を基礎としての計画に則って審査する、即ち個人的に最も優秀なる成績を擧げても、之が村の計画と相違するものは避け、村の計画に合致したものを探つて最優秀とする」(同右、三七頁)ことが、厳守された。
- (11) 同右、三九頁。同村では、經營競進会参加農家は耕作規模五反以上という資格条件がつき全農家を包含していなかつたが、参加者が部落代表との位置づけを得たことは、同様であった(同右、三七頁)。
- (12) 兵庫県農会『農村更生の先駆』(一九三四四年)一八頁。
- (13) 詳しい報告は改めて行う予定であるが、概略についてはさしあたり農林省経済更生部『経済更生計画及び其ノ実行状況－群馬県勢多郡北橘村事例－』(一七三五年)参照。

〔補注一〕 ここで、先述した農業經營改善青年同盟の、農村計画実現過程で果した意味について理論的に整理しておく。同盟が傳記普及に絶対的に寄与した事実はすでに示した。そして本稿でも、その勢力をもつて自力更生エネルギーの強弱の表徴とみなし

た。事實としての同盟が持つ意味の大きさは、県農会が農村計画（農会は運動を含む）推進に当つて上述の競進会とともに、同盟を、競進会の「縦断的実行促進施設」に対して「横断的実行促進施設」と呼びとくに重視したことからも明瞭である。このことをまず押えた上でなおしかし、以下の点に留意する必要があろう。一つは、こうした一部エリートを媒介にした指導的方式は形態的には必ずしも当該期特有のものではなかつたこと。たとえば、県下の農事改良方式の歴史的変遷をみると、米麦多収穫競進会が当初一部精農のみで実施されていたのが、二一年以降「部落米麦改良事業」という部落単位（参加は任意）のそれに移行した（兵庫県農会『部落米麦改良事業成績』一九二五年、一頁）。農業經營改善事業にしても、従来の単なる經營モデル採取の調査事業（対象は県下でたかだか一二戸）に加え、二八年以降、郡農会ごとに「調査農家以外の一般農家を成る可く多数集め」ることを目指して「農業經營審査会」なるものが開催されるに至つている（前掲『兵庫県農会史』三九頁）。つまり結じて、二〇年代後半には「個から集団」への指導対象の転換があつた。農会は運動もこの変化の延長線上にある。だとすると、右の方式は、拡大されたといつて「新しさ」があるが、方式 자체はむしろ伝統的なものであつたといえる。その二は、同盟の役割に關してである。同盟は「突撃隊」「決死隊」と俗稱され、運動のリーダーとしての役割が期待された。ただ、運動が成員の担い手化を實質とする大衆的運動でなければならなかつた以上、それは厳密な意味での支配＝統合力の問題ではなかつたはずである。換言すれば運動モデルの体现者以上ではなかつた。会員一〇名以上という町村支部の組織条件「横断的施設」といった呼称にはこのことが意識され暗示もされていよう。そのようなものとして同盟は自力更生運動の不可欠の一環であった。以上の点を考慮すると、農民の組織化とくに同質化の契機を含むそれの考察に当つては、上述の部落利用の問題に対し、同盟のもの問題はあくまで副次的位置にあるものとみなし処理して差支えないだらうし、むしろ分析的には積極的にそうすべきであると思われる。

次に、運動構造の二点目の問題として、運動組織の編成原理を構成員の經營構造との分化の方向に即して解明してみよう。

六 運動の構造(2)——運動組織の編成原理

1 事例の性格

事例として、津名郡中川原村⁽¹⁾細石中川原組の「部落協同經營改善事業」をとりあげる。⁽²⁾この事業は農林省の指定補助と系統農会の指導の下、三二[年]一月に開始する（ただし実質的な実行組織である中川原農業經營改善組合は前年一〇月に設立されている）。「部分的共同經營」を目的とし、従来の同種事業が共同經營を自己目的化し多くはかんばしい成績を上げえなかつたことに鑑み、個別農家の經營事情を尊重し必要に応じ適宜共同經營を実施する建前をとつていた。全国で実施された二箇所のうちの一つが、ここであった。

対象地域の、全体としての經營改善を標榜した点に独自性があり、たとえば五年の実績をみると、第一に、共同販売（裸麦一五石、小麦五石、繩二六〇〇貫、繭一〇四貫）と共同購入（肥料・飼料のみならず農機具・苗木・種子をして広範な生活用品に及んだ）はもとよりのこと、田植一一・五町、開墾七反、トマト・ナス・果樹の苗木共同育成（技術優良農家へ委託）、木炭・煉炭・飴の共同製造、薬剤散布、畝摺・精米の共同化（畝摺高四五〇石、米精白高一五〇石）と共同耕作田・共同採種圃設置、共同塩水撰等々共同作業が広範に実施されている。また全員が簿記の記帳を義務づけられた。第二に、苗代審査会と水稻多収穫共進会が行われ、また春秋二回、開墾土地等を相互に観察し批評し合う会がもたれた。農事視察も、婦人部主催のものを含め三回実施されている。婦人部のは三九名、そして九月の視察には組合員ほぼ全員の一七名の参加があつた。しかし第三に、目的から当然であるとしても、生活改善に関する事業はせいぜい共同貯金のみで内容的に薄弱であった。諸会合は、まず簿記記帳・決算、月間事業を研究協議する月例会が毎月五日の夜開催されている。他、役員会月一回、総会月二回のペース、そして研究座談会、講話会もそれぞれ七、四回開催されていた。「組合娛樂会」と銘打った浪曲大会が、新春の一月四日、それから全家族参加の収穫

いわゆる「大正デモクラシーからファシズムへの推転」下——覚え書

表10 農家構成

農家番号	階層区分	家族数			耕作規模			経営内容					能力換算1人当たり農業労働時間(年間)	総兼業労働時間	
		総数	農業従事者数	同労能力	所有規模(田畠)	合計	田	畠	水作反	稻作反別	その他作反別(のべ)	蚕立	播量	牛頭数	鶏羽数
1	地主自作	3	2	1.6	32.4	10.7	10.0	0.7	10.2	2.5	—	1	10	2,366	116
2	自作地主	8	5	4.1	17.7	14.9	14.0	0.9	14.0	4.0	—	1	20	2,380	35
3	〃	7	4	3.1	12.7	10.8	9.6	1.2	8.7	6.8	12.0	2	100	2,318	106
4	〃	6	4	3.0	12.6	10.1	7.5	2.6	6.5	5.9	—	1	15	1,687	27
5	自作	8	3	2.8	14.8	14.3	13.0	1.3	14.0	4.0	—	1	20	1,905	117
6	〃	7	3	2.6	12.3	12.3	9.1	3.2	6.9	15.7	10.5	1	65	3,422	—
7	〃	7	5	3.3	10.7	11.0	10.9	0.1	10.0	3.3	0.5	2	15	3,208	—
8	〃	4	3	2.0	6.7	6.4	6.2	0.2	6.2	1.9	—	1	—	3,164	1,664
9	〃	3	3	2.8	4.1	4.1	3.4	0.7	3.4	2.2	—	1	20	2,278	2,013
10	自小作	5	4	2.6	11.4	13.4	12.7	0.7	12.6	2.4	—	2	20	3,176	252
11	〃	8	4	3.5	9.1	11.7	11.2	0.5	11.0	3.5	—	1	15	1,557	6,574
12	〃	8	4	3.2	7.2	13.2	12.8	0.4	12.8	3.0	—	1	6	2,574	466
13	〃	5	3	2.8	6.0	11.5	11.5	—	11.5	2.2	—	2	5	1,813	1,430
14	小自作	4	4	3.4	1.9	9.4	9.0	0.4	9.0	2.0	—	1	—	1,480	42
15	〃	6	3	2.2	1.5	9.9	9.2	0.7	8.6	2.7	—	1	7	2,486	—
16	小作	7	3	2.4	0.7	9.1	8.4	0.7	8.4	2.2	—	1	7	1,830	420
17	〃	3	2	1.8	0.5	8.2	7.9	0.3	7.6	2.5	—	1	—	2,798	835
18	〃	5	3	2.8	—	12.2	11.0	1.2	10.2	2.4	—	1	—	2,301	816
19	〃	2	2	1.8	—	8.1	7.8	0.3	7.8	1.3	—	1	12	2,461	650

出典：兵庫県農会『部落協同農業経営改善指導成績』(1933年)。

志筑港にそれぞれほぼ一、町（人口約二万五千人）とには、淡路島一の町場洲本

改善組合は、細石部落内の近隣一九戸（小字²）で組織されている。ここは強いていえば山付の地で、平坦

地もなく、耕地の多くは段地になっていた。地理的

「農村計画」と、共同作業に対する重点のおき方で異なるとしても実質の性格は同じとみなして差支えない。これが七月と二月に開催されている。

表11 農業収入の内訳

(単位:円、%)

	金額	割合
水稲	5,607	64.5
麦穀	262	3.0
雜菜	701	8.1
樹他物	107	1.2
蚕産	11	
工林	269	3.1
他	1,206	13.9
そ	456	5.2
作養	62	
畜加	15	
山		
そ		
計	8,697	100.0

出典: 表10と同じ。

二里という好位置にあつた。耕地は、田一八・五町、畑一・六町、そして他に七・三町（以下とくに断りない限り三二年の数字）の山林が存在した。

耕地の小作地率が二三・六%と、小作分解は緩慢であった。所有規模三・二町、耕作規模一・一町、これが組合内の最大地主であった。他に多少とも貸付地を保有する者は三戸存在したが、いずれもその規模たかだか三反に達するかどうかの自作地主であった（表10）。

地主がかかる「耕作地主」であつてもしかし、経営的に自作・自小作層に比べ優位に立っていたとはいえないようである。詳細は後述するとして、経営規模をみてもそのことは見て取れる。併せてここで組合員の耕作規模が全体として大きいことにも留意する必要がある。一戸当たり規模は田九・七反、畑八畝に及んだ。そればかりではない。七反未満の層はともに自作層の、僅か二戸にすぎず、この面でも階層差は相対的に小さかった。上述の地主の存在形態と相まって、このことが事業の進展に促進的に作用したと考えられる。

農業生産に関しては、表11で作物別の現金収入割合をみてみよう。米麦合せ六七・五%と、著しい主穀依存とくに稲作偏重の構造であった。いま、三二・三四年の平均反収をみると、米二・九三石、麦二・〇一石で、麦裏作率は裸麦主体に二五・六%の水準にとどまる。この地域は南面の緩傾斜地に広大な開墾適地を抱えていた。そして実際經營改善の生産事業の一環として樹園地の開墾が取り組まれるが、この時点ではまだ四・五反歩にナルトオレンジが細々

と栽培されているにすぎなかつた。こうした生産構造の中、畜産と農産加工がそれぞれ一三・九、五・二%の現金収入をあげていることが注目される。前者は養鶏、後者は製糞が中心であつた。その三二年の実績をみると、成鶏二二五羽、雛五六羽、また糞の産額は三四五〇貫の実にささやかなものである。このことはしかし、翻つていえば、この地域、この段階における総体的な農業経営の幼弱性を表わすものに他ならないであろう。

2 農民層分解の方向

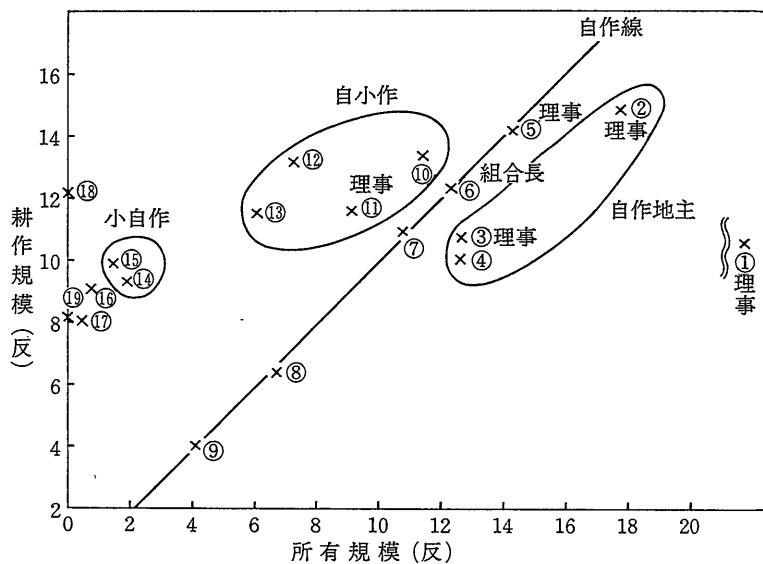
さてでは、各層の存在形態と分解の方向はどうであつたか。以下、各層の階層的特性を二つの視点から明確にしてみたい。

a 経営構造

(1) 最初に土地所有と經營の分化の進展についてみる(図6)。後者が基本的に前者に制約されていることが指摘できる。すなわち、小自作・小作層六戸が⑯を除き全て耕作規模一町未満なのに対し、地主・自作層八戸は⑧⑨以外一町を超えている。しかし同時に、この構成のなかに生じた、部分的にせよ重要な変化、つまりそれなりの自小作前進も見落としてはならない。自小作層四戸の耕作規模は自作上層(三戸)に比べてもすでに遜色ない。そればかりではなく、地主層の耕作規模は②を除き明らかに自小作層より零細である。前で、貸付地二町余の①を別にして地主は自作地主としたが、このようにみると、正確には自作上層部分の地主化(農業からの後退)した存在と捉えるべきであろう。

(2) そこで、さらにその經營的内実を検討してみよう。一つの指標として労働集約化の問題がある。表12に能力換

図6 土地所有と経営の分化



注) 1. 表10より。
2. 組合長と4名の理事を示した。

算した一人当たり投下農業労働時間を示したが、およそ以下の点が判明する。②層として最も労働時間が多いのは自作層である。他に自小作の⑩が唯一三千時間を超えるが、この農家は一応自小作に区分したが実は所有規模一一・四反、耕作規模一三・四反の、むしろ自作層に近い存在であった点に注意を促したい。⑥自小作以下の層で労働時間が低く抑えられた要因には、当然のことながら兼業の問題が絡む。小自作二戸と右の⑩を除く七戸は、年間四百時間を超える兼業に従事していた(表10)。対し、⑥地主・自作層の場合、零細經營の⑧⑨以外経営的に兼業はさほど重要な意味を持つていなかつた。しかるに、地主層の投下労働時間は四戸とも二千五百時間に達しない。自小作以下の層でも、ほぼ半分の者はこの水準を上回る。のみならず、地主層は、一方で雇傭労働もかなり導入している。とくに最大地主①では、それは年

いわゆる「大正デモクラシーからファシズムへの推転」下——覚え書

表12 階層別にみた1人(能力換算)当り農業労働時間

地主	自作	自小作	小自作	小作
3,500	(6) 3,422 (7) 3,208			
3,200	(8) 3,164	(10) 3,176		
2,900				(17) 2,798
2,600	(2) 2,380 (1) 2,366 (3) 2,318	(12) 2,574	(15) 2,486 (19) 2,461	
2,300				(18) 2,301
2,000		(9) 2,278		
1,700		(5) 1,905	(13) 1,813	(16) 1,830
1,400	(4) 1,687		(11) 1,557	(14) 1,480

注) 表10より。

表13 階層別にみた反当金肥消費額

地主	自作	自小作	小自作	小作
7				
6	(3) 6.24		(13) 6.76	(17) 6.86
5	(2) 5.72 (1) 5.21	(5) 5.64	(10) 5.41	(15) 5.86
4	(4) 4.62		(11) 4.56	
3		(7) 4.09		
2		(6) 3.99 (9) 3.96 (8) 3.76	(12) 3.63	(14) 3.36
1				(19) 2.49 (16) 2.18 (18) 1.77

注) 反当り金肥消費額=1932~35年肥料費総計
1932~35年総作付反別

間千百時間弱、一日十時間労働としてのべ一一〇人の規模に及んだ。自作の(6)も四一時間の雇傭労働を入れているが(他に②③④の地主三戸も、それぞれ五〇、二一五、九〇時間の雇傭労働に依存している)、この農家は組合内で最も高度に集約化した経営を行っていたのであり、地主層の雇傭労働導入の意味はこれと明確に異なる。ここからも、地主層が農業から相対的に後退した存在であったことが見て取れる。

(3)

二番目の指標は、金肥の反当り投下額である(表13)。②全体としてそれは所有階層序列に対応していたといつ

てよい。(7)を除く小作層三戸は三円未満の最底辺に位置したのに對し、地主層は、層としてみても最も集約的であった。労働集約化の遅れを、金肥増投つまり資本集約化で補う構造と推察される。⑤自作層は地主層に比べ総じてかなり劣悪であった。零細層の(8)(9)が四円未満にある点は当然とし

表14 農業収入の構成

(単位:円)

	農家 番号	農業 収入	うち米 麦収入	米麦以外の収入						備考 1935年度 米麦収入
				合計	畜産	果樹	養蚕	蔬菜	農産加工	
地 主	1	472	464	8					8	671
	2	897	612	285	170	12		4	97	1,150
	3	660	351	309	191		111	4		741
	4	438	119	119	40	58		1	18	555
自 作	5	858	482	376	328	23		4	19	718
	6	888	336	552	98		149	305		421
	7	462	403	59	10		8	2	38	413
	8	116	113	3		3				340
	9	102	43	59	37	1	1	3	17	258
自 小 作	10	574	465	109	81	9			16	834
	11	409	336	73	65				8	73
	12	555	440	115	43				63	593
	13	481	413	68	45				24	365
小 自 作	14	556	488	68	7				16	360
	15	388	92	296	53			187	50	261
小 作	16	87	44	43	11			12	14	98
	17	294	206	88				67	14	233
	18	153	21	132				103	29	160
	19	306	242	64	28	1		8	24	331

出典: 表10に同じ。1935年米麦収入は『部落協同農業經營改善指導成績』(1936年)。

注) 米麦以外の収入は他に表示した以外の「作物」と「雑収入」があるが、金額僅少により省いた。

ても、組合内で労働集約化一、二位の⑥⑦が四円前後に低迷していたことは注目されてよい。自作層は、一面的に労働の集約化を突出させた経営構造にあつたといえよう。対し、小作層には断層的な優位を示す一方、とくに自小作層の場合、組合内二位の⑬に象徴される如く地主・自作層にも層として比肩しうる水準にあった。

◎自小作・小自作層は、

四円前後に低迷してい

たことは注目されてよ

b 所得・支出構成

(1) 上述のようにここは米麦収入が農業収入の七割を占める地域であった。そこで米麦収入を階層別にみると(表14)、小作層と小自作の⑯はさすがに低位にある。ところが、自小作層と小自作の⑭は、地主・自作層に比べても決して見劣りはしなかった。これには、一因として自小作層らの恐慌対応も絡んでいたことを付言しておく(従つて常態を示すものとして、恐慌後三五年の米麦収入には土地所有序列に対応する階層間格差が生じている)。より明確な階層差は、むしろ米麦以外の収入でみられた。表14にみる如くまず、収入金額で地主・自作層と自小作以下の層の間に断層がある。そしてこの背景には収入源泉作目構成の階層差があつた。大づかみにいえば、①地主・自作層は畜産(上述のように養鶏が主、各戸の飼育羽数については表10参照)・果樹・養蚕。②自小作層は、地主・自作層に比べ金額は少ないが畜産と農産加工が主たる収入源となっている。それが③小作層になると畜産は殆どなくなり、代つて蔬菜が現れる。蔬菜プラス農産加工の構成であつた。なお、ここでは詳述できないが、小作層のこの商品生産は生活・経営必要部分の切売りという窮迫販売的性格を色濃く持つていた。⁽³⁾

かくして、農業収入も基本的に所有階層序列に対応した。

(2) 生活水準を家計費でみてみると(表15)。まず全体額について、自小作層が四戸とも三〇〇円を超える、小自作・小作層と隔離した位置にあるばかりか、自作下層をも上回っていた点が注目される。二に、地主層と自作上層の格差も重要である。上述のように農業収入では、②を別にして前者は後者に及ばない。しかるに、家計費では、逆の関係にあつた。ここに「地主性」の現れを読み取ることも可能であろう。ともあれ、右の二点は、上述の、地主層および自作層の肥料消費構造の背後にある経済的条件を示すものであった。次に支出項目の内訳については、飲食費もさること

表15 家計支出の構成

(単位:円)

	農家 番号	家計費	うち飲食費	その他の支出で30円以上のもの								
				合計	交際	衛生	教育	住居	家具	衣服	諸掛	冠婚葬祭
地主	1	553	252	301	97			41	76		33	
	2	540	73	490	151						48	
	3	788	144	644	115	71	74				39	165
	4	166	72	94	44						36	55
自作	5	563	114	449	50	32	65			148	48	
	6	425	40	385	35	95		39		85	38	
	7	251	137	114								33
	8	48	11	37								
	9	186	20	166							32	
自小作	10	349	174	175								
	11	354	69	285	57						69	
	12	407	141	266							141	
	13	311	12	299	138							
小自作	14	209	28	181								
	15	164	24	140							55	
小作	16	87	33	54								
	17	210	93	117							39	
	18	90	22	65								
	19	129	35	94								

出典: 表10に同じ。

とながら、それ以外の家計費で一層大きな階層差が存在した。いま、三〇円以上の支出項目をみると、地主層と自作上層は、当然項目数が広範に及んだ。すなわち、衣服・諸掛等の絶対的必要経費はもとよりのこと、交際費もほぼ全員そして臨時の経費としての衛生・教育・住居・家具費等も概ね出揃っている。対し、自小作以下の層では、自小作の(11)(12)で僅かに交際費がみられる点に当該層の小作農民の中での富裕性が確認できるが、他は、部分的に支出三〇円以上の項目があつても、衣服費

いわゆる「大正デモクラシーからファシズムへの推転」下——覚え書

表16 金銭収支の構成

(単位:円)

	農家 番号	農業 収入	農業 経営費	農業 所得(A)	その他所得(B) 兼業	農家所得 (C)=(A)+(B)	家計費 (D)	収支 (C)-(D)
地 主	1	472	332	140	232	—	372	553 -181
	2	897	358	539	1	3	543	540 3
	3	660	466	194	-3	183	380	788 -408
	4	438	206	232	162	4	398	166 232
自 作	5	858	561	297	7	49	353	563 -210
	6	888	344	544	90	4	638	425 213
	7	462	256	206	4	8	218	251 -33
	8	116	45	71	79	—	150	48 102
	9	102	74	28	165	3	196	186 10
自 小 作	10	574	296	278	6	—	284	349 -65
	11	409	170	239	417	69	725	354 371
	12	555	209	346	25	37	408	407 1
	13	481	254	227	104	22	353	311 42
小 自 作	14	556	122	434	2	—	436	209 227
	15	388	100	288	—	1	289	164 125
小 作	16	87	25	62	15	—	77	87 -10
	17	294	131	163	90	21	274	210 64
	18	153	42	111	10	—	121	90 31
	19	306	89	217	47	1	265	129 136

出典：表10に同じ。

に限定される——そうした生活の水準にあった。

(3) ところで、この家計費の

階層間格差は、ひいては昭和恐慌下の金銭収支状況をも左右した(表16)。すなわち、三二年に

赤字をだしている者は、地主・自作層九戸中四戸、対し自小作

以下の層では一〇戸中二戸と、むしろ高所得の前者に多かつた。しかも、自作の⑦を除き前

者の三戸は、組合内で家計費が一三位にあった。地主・自作

要因が、家計費の膨張にあつた層の場合、その経済的破綻の主

ことは明瞭である。これに対し、自小作以下層では、低所得

にもかかわらず、家計費の切詰め——それは、最下層の小作層ではまさしく生存可能な最低限に抑えられたといえる——で収支はからうじて維持する「強靭性」を發揮していたのであつた。

3 指導層の経済的基盤

以上の点を踏まえて、指導層の経済的基盤について考察を加えてみる。

組合員一九名は五つの小組（三～五名）に編成され、これが実行単位となつてゐる。また組合の組織機構は例の「一人一役主義」が採られたが、指導部は組合長と五名からなる理事で構成された。すなわち、組合の中枢は、統督、企画、訓育、会計そして庶務の五つの部から編成され、各部には一名の主任と副主任がおかれて、五名の理事がそれぞれ分担する仕組みになつてゐた。その際原則として、各理事は二つ以上の部の主任を兼任してはならず、どれかの部の主任に就任すれば他の部の副主任につかねばならなかつた。これが指導部であるが、その下に一三の事業係が設置されていた。組合長を加えこれで役職と係はちょうど一九、「一人一役主義」が強く意識されていたことが理解される。

さて、指導層六名を階層別にみると、組合長は自作の⑥、理事五名は地主層三、自作と自小作各々一という構成であつた。一見して土地所有の優位に基盤があつたようみえるが、はたして深部にある条件はどうであつたか。

〔組合長〕 最初に組合長の⑥について、叙上の分析視点に即し改めてその存在形態を浮彫りにしてみよう。この

農家は所有規模一二・三町（以下もとくに断りない限り三二年の数字）、耕作規模も田九・一反、畠三・二反と組合内でとくに目立つ存在ではなかつた。しかしながら、その經營内容は、上述した自作層の特性を最も鋭角的に示して

いたのである。

第一に、それは組合随一の多角經營農家であった。水稻作付反別が六・九反であり田は水稻作に全面利用されていない。一部は蔬菜に当てられたと推測される。水稻以外の作付面積はのべ一五・七反（二位は自作地主③の六・八反）にも及んだ。畠と田の一部を利用した、蔬菜中心の多毛作が行われていたのであらう。ここでは蔬菜も、小作・小作層と異なり本格的な商品生産として展開していた。その収入金額は三〇五円（農業収入全体の三四・三%）に達し、米麦の三三六円に次ぐ収入源であった。他に、養蚕が一〇・五瓦の掃立（組合内二位）をみ、鶏飼育羽数も六五羽（同二位）に達した。また樹園地の開墾も積極的に進め、三五年には四・六反（同一位）に果樹が植付けられていた。

従つて第二に、労働の集約化が最も進んでいた。三一年三四二二、三五年三五六四の能力換算した一人当たり投下労働時間は、群を抜いてトップであるし、作目別にみても、水稻はおいて蔬菜三一六一（二位は小自作⑮の一三五九）、養蚕一三五三、畜産九一七そして果樹二七〇と、前二者が組合で一位、後二者も二位という水準にあった。もとより兼業には従事していない。

第三に、経済状態にも特徴があった。まず農業収入は自作地主②に次ぐ二位の八八八円であった。しかるに、反当たりの金肥消費額（三二一三五年平均）は四円に満たず組合では中位にとどまる。経営支出に抑制的であったことがうかがえる。そればかりではない。家計費をみても、地主層に及ばないことはもちろんのこと、同じ自作上層の⑤と比べても、飲食費・全体額ともかなり低く抑えられていた。経営の割には、つましやかな生活振りが推測されるのである。かくて、金銭收支の状況は、恐慌下の三二年においても、そして他の地主・自作層が経済破綻に見舞われた中

で、独り二三円もの農家余剰を生み出す堅実さを發揮したのであった。

(6)はまさしく精農であった。ここで「精農」を概念規定しておくと、それはまず、蔬菜・果樹等新興の商業的農業展開の中で歴史的に形成されてきた。(6)はそうした農民的小商品生産発展の波頭に立ち来った存在ということができる。その小商品生産の発展というものは、しかし、実は、主要には労働集約化——「質素」「堅実」等の倫理的因素が付随する——に裏打ちされていた。(6)はまた、ときの「農村計画」の指導理念でもあつたそうした勤労主義を最もよく体現していたのである。

このに、(6)が組合長にのし上つた経済的な基礎があつたと思われる。少なくとも組合長に関する限り、単に自作層であることあるいは土地所有の優位はもはや、社会的・政治的地位の直接的な決定条件ではなくなっていた。

〔理事〕 しかしながら、同時に、この「精農」が、小作農民ではなくまさに自作農であつたところに、当該段階における経営的前進の限界面も正しくみておく必要がある。注目すべきは、自小作層の四戸である。先述の如く、層としてみると、単なる経営規模で自小作層は最上位に位置していた。しかるに、その経済水準に制約されて一定の兼業を余儀なくされ、ために自作上層などに比べると労働集約化水準は劣り經營の多角化も遅れていた。要するに經營内容の問題として、トータルな生産力水準はまだ優位を確立するまでには至っていない。

指導層の編成原理に関するいま一つのポイント、つまり理事五名のうち三名までを四戸の地主層が占めた経済的原因も、基本的には右の事実に求められるべきであろう。もとより、耕作地主であつて、しかも片手間ではなくいすれも一町を超える経営を維持していた点が、まず、地主層を理事におし上げた基底の条件であったことは改めて指摘するまでもない。その点をおさえた上でなお、地主層の經營＝生産力水準に目を向けると、すでに検討したように金肥

消費の優位をおけばさしあたって他の階層との隔絶性は見出しえない。むしろ、經營多角化水準が自作上層と並んで上位にあつたにしてもそれらは明確に農業から後退した存在——自作層（少なくとも③を除く三戸は決して富農的規模ではない）の地主化——であった。すなわち、労働力構成において雇傭労働の導入により家族労働の輕減化が志向された。その限りで「勤労主義」に支えられた精農的經營発展とは反対方向を向いていたのである。

以上からして、理事の編成原理は、単なる經營要因に求めることはできない。地主層の他に対する優位点は、その高い生活水準にあつた。ここにこそ、地主層の、指導層としての經濟的基礎があつたと思われる。そしてそれが土地所有に裏打ちされたものであつてみれば、「所有の論理」はなお嚴然と自己貫徹していたといわねばならない。

(1) 中川原村の概略（一九三三年）を述べると、①耕地面積三三

四・七町、うち田二九九・八町、畑三四・九町で、小作地率四

八・四%であった。②水稻作付面積二九二・九町、裏作率は裸麦
(七九・一町) 中心に二八・七%などである。③所有規模別戸数
をみると、総数五四三戸の構成は、五反未満)〇三戸、五反~一

町二三十九戸、一~三町一〇四戸、三~五町四戸、そして五~一〇
町二三十九戸となる。典型的な零細地主地帯であった。④耕作規模別農
家戸数は、五反未満一四八戸、(三三・三%)、五反~一町二四九
戸(五三・九%)、そして一~二町六三戸、(一三・八%)。五反~
一町層のぶ厚い存在が注目される。⑤小作地率の低さに暗示され
ている如く小作別構成は、自作二五・八%、小作一八・一%、
自小作五四・八%、と小作分解も緩慢であった。そして、④⑤に

照応して⑥事業農家比率は実に九二・一%を維持しており、兼業化の非常に遅れた村であった。

(2) 当該地区・事業に関する以下の指摘は、とくに断りない限り兵庫県農会『部落協同農業經營改善指導成績』(一九三三年)によ

(3) この点は、蔬菜および農産加工の労働時間と現金収入を示した
付表3によつても知ることができる、すなわち、蔬菜では、一方
で小自作の⑩、小作の⑫のように労働時間(収入も)が自作⑥に
次いで組合一、三位の經營も輩出しているが、他の小作層三戸の
場合、労働時間の割に収入額は明らかに多い。また農産加工も、
小作農民とべく小作以下の層では、生産は自給より販売に傾斜
しており、基本的に同様の構造があつたことが推察される。

付表3 蔬菜・農産加工の労働時間と収入
(単位:時間, 円)

農家 番号	蔬 菜		農産 加工	
	労働時間	現金収入	労働時間	現金収入
地 主	1 292	—	219	8.50
	2 516	4.00	2,348	97.05
	3 335	3.72	644	—
	4 279	.77	599	17.56
自 作	5 304	3.98	568	19.30
	6 3,162	305.18	365	—
	7 545	2.20	1,484	38.45
	8 88	—	489	—
	9 330	3.33	1,609	16.56
自 小 作	10 53	—	1,545	16.23
	11 398	.30	198	8.00
	12 229	—	1,670	63.18
	13 —	—	384	23.98
小 自 作	14 518	.20	220	15.48
	15 1,359	187.43	989	50.29
小 作	16 366	12.36	573	14.34
	17 426	66.80	396	13.98
	18 1,002	102.91	1,193	28.65
	19 234	7.91	499	24.01

出典:表10に同じ。

結びにかえて

本稿の目的は、経済更生運動の前史たる「農村計画」の実体を分析し、農村統合の、いわゆる「大正デモクラシーからファシズムへの推轉」問題の一端を明らかにすることであった。とはいえたま、冒頭で述べた視角あるいは課題さえ全面的に深められ解明されたとはいがたい。とりわけ、重点課題の一つであった「中間層」論に関しては、統合の社会組織的枠組に関わる、「農村計画」の背景、部落利用の性格、そして運動組織の編成原理の各問題もそれなりに結節すると思われるが、依然として不十分さは否めない。結局のところ社会経済過程の分析に終始しており、中

間層それ自体の社会的政治的役割が殆ど明確になつていなかつてある。今後この点に關する政治史的分析が必要と思われる。そうした意味でも本稿は当該テーマの予備的考察にすぎないが、最後にあえて、これまでの分析結果に關し二〇年代と三〇年代の関連づけの問題に引き付けて一応の総括を試みてみたい。

主題そして筆者のかねてからの主張点からしても、総括の照準は、協調体制論との関連の論理化におかれるべきであろう。ここではとくに、支配末端機構としての部落の政策的位置づけと機能の変化の問題に焦点を定める。

改めて断わるものもないが、筆者が以前二〇年代の農民運動理解に關つて協調体制論を提起した問題意識の根底には、「大正デモクラシー」状況化に照應した社会過程に対する関心があつた。しかしながら、そうした農村支配の方向は、二〇年代固有の一過的なもので以降には一変したかといえば、もとよりそうではない。それは、少なくとも小作問題への国家的対応としてはすでに不可逆的なコースになつていていた。経済・政治状況に規定されて、その実現の形態と度合い——といつてもこのこと自体極めて重要な意味を持つが——が異なるだけであった。この点については別の場所で次のように概括したことがある。重要部分なので長文に及ぶが引用しておく。

まず、二〇年代は、農民組合の存在を前提に、かつ争議を通して協調体制への移行が図られる（下からの再編）。地主・小作の現実の力関係が決定因となつて協調体制への移行を必至化せしめた。ために、結果誕生した協調体制は、農民組合の存在さえ許容する文字通り地主・小作の集団的関係が実現した。また先取り的に地主が協調体制へ移行させた場合でも、集団的関係は部落を基盤にしていることで担保された。ところが、昭和恐慌期には、協調体制への移行条件は地主窮屈化のために極度に狭隘化する（→争議の激化）。一方、東北を中心に、三四年頃より警察権力主導、県レベルの協調機関が生まれるが、そこでは一般に地主制約的方向で争議解決が図られた

にしても、地主小作関係の集団性がほとんど欠如していた点に特徴がある。二〇年代の、比較的順調な協調体制への移行過程が「大正デモクラシー状況」現出の現実的基礎であつたとすれば、昭和恐慌期の集団性欠如のカッコ付き協調体制は、國家権力のファシズム化に見合う地主小作関係再編のありようであつた、といえる。そして、農地調整法の協調体制創出の方向は、市町村単位の農地委員会に協調機関機能を付与しており、その限りで集団性の契機は欠如している。これを地主小作関係再編のファシズム的形態とすれば、農地調整法はまさしくその一挙的・全体制的創出を意味した。ちなみにそれは、強權的であるがゆえに不安定構造であった。農地調整法に対して小作官は部落単位での小作関係調整を主張し要望するが⁽¹⁾、それもここに理由があつた⁽²⁾。

今となっては舌足らずで不正確な表現もあるが、小作問題とくに集団的な小作料関係争議起因のそれに対する各段階の国家的対応の骨格は、右のように整理して差支えないと思われる。二〇年代と三〇年代は様相を変えている。とくに注目を促したいのは、昭和恐慌期以降、部落を基盤にした小作問題の調整が本格的に許容されなくなつた点である。上からの一方的方向づけに包摂されて、「土地問題の自治的活動」（宮崎県小作官の表現）が萎縮せしめられたのであつた。かつて地主小作関係の集団性を担保した部落の、階級関係調整機関としての無機能化をこれは意味した。冒頭で石田・森氏への議論が二〇年代と三〇年代を直線的な連続過程で捉える問題点を共有していたことを指摘した。これに対し、協調体制論は、同一形態のもとでの内実の変質を主張するものである。そして部落の階級関係調整機関としての無機能化を、ファシズムへの移行に呼応する社会過程の一側面として理解する。

これに踵を接して、部落は新たな機能を付与される。「農村計画」的農村統合の末端機構として位置づけ直されたのである。部落の協同組合化の問題は別にしても、この農村統合における部落利用は、組織化に見合う現代的な編成

替えを伴っていた。第一に、徹底した下からの積み上げ方式による運動構築と全構成員に対する運動「参加」の保障。なお、この点については、農民層の自発性に依拠する運動の意味に留意する必要がある。というのは、このことは、運動が本来的に現代的性格を有し、それゆえにその展開は伝統的な身分階層性の脱却を現実的基礎とするこことを理論的にも含意するからである。右の運動の機構はとりもなおさず、身分階層性を軸にした運動形態の破綻を暗黙裡に表現した。そして第二に、運動への競争原理の導入は、差別と抑圧の体系として強制的同質化の決定的な促進要因になった半面、近代の業績主義的規範の浸透を結果することで身分階層性をさらに突き崩していった。

階級関係調整機関としての無機能化と、以上の内実をもつ現代的編成替えは、部落のファシズム的再編と規定することができよう。

「農村計画」ないし経済更生運動が、例えば日露戦後の地方改良運動などに比べそれなりの実効をあげたとすれば、その根拠には、不況一恐慌下の「V」意識の萎縮・磨滅⁽³⁾あるいは当該経済局面に必然的に随伴する農業經營変革志向の昂揚等の経済条件がまず指摘されよう。加えて、運動のもつ現代性に対応する社会的条件の内熟つまり身分階層性の弛緩→大衆社会的状況の萌芽的成立が、当然想定されねばならないであろう。本稿でもこの点は充分鮮明にしきなかつたが、部落利用のありように顕現した運動の構造が多少とも傍証していると思われる。冒頭の研究史との関連でいえば、「大正デモクラシーからファシズムへの推転」の根拠について二〇年代の「デモクラシーのもうき」あるいは「農民層の政治的主体性の欠如」を指摘することはかまわない。しかし、そこから飛躍して推転が「伝統的価値」への「依拠」（鹿野政直氏）と総括されるのであれば、筆者は反対である。

ところで、勤労主義⁽⁴⁾を規範とする運動の標準化は、それ 자체經營原理による部落再編を意味する。問題となるのは、

まさにその経営原理ないし上述の業績主義的規範が勤労主義を基準にしていたことの意味理解にある。まずそのことは、運動の伝統性を示し、その展開を限界づける条件となつた。もとより「伝統性」⁽⁵⁾とは、前近代・半封建の謂ではない。勤労イデオロギーとその農民への受容が農村社会の近代化過程に即応して出現し、普遍化したことはすでに周知の事実であろう。また同時に、基本的に都市的労働市場の吸引微弱性を前提にしていた。その限りで、概念的には重化学工業基軸の産業化という面での現代性の契機を欠落させたもの、ともいわねばならない。そうしたものとしての「伝統性」であった。運動展開の条件たる身分階層性の弛緩と考え併せると、ここから運動地域の「中間性」が指摘できると思われる。

一つ目の点として、社会編成のありようも、労働編成に貫くこの伝統的原理によつて制約されていた。すなわち、勤労主義の理念は、一面においてそれを体现した精農の社会的台頭に正当性を付与する。が他方、勤労主義による経営的上昇（戦前では基本的コースであつたが）は、経営と生活水準の所有階層序列をついに覆すに至らない条件ともなつたであろう。そこでは不可避的に、自作農が中心的に精農の階層的基盤となり、また在村耕作地主がたとえ経営的劣位に立つたにせよ所有の優位に基盤づけられた高生活水準によつて指導的地位を維持する構造が温存されることになる。身分階層性弛緩の歪みであつた。

経済更生運動については基軸運動主体の階層性をめぐる周知の論争がある。しかし社会経済過程の分析として、それが表面的な役職階層構成理解のやりとりにとどまるのであれば、殆ど不毛といわねばならない。全体的な社会組織的な枠組みの中で階層性の問題を問い合わせる視点、とくに運動の基本原理の、当該問題に対する規定的構造を全機構的に捉えた議論の組立てが、いま求められている課題であろう。本稿は、階層論に關しても右の基本原理として

勤労主義の問題に着目したのであった。

- (1) 「土地政策に対する地方小作官の意見」(『帝国農会報』第一一七卷第六号、一九三七年)所収の広島・宮崎県小作官等の見解を参考せよ。
- (2) 前掲、拙稿「暉陵衆三『日本農業問題の展開 下』に学ぶ」三三三頁。
- (3) 詳細は、同右二四、二六頁参照。
- (4) この点は、「農村計画」ないし経済再生運動と地主制とのかかわりを考察する上でポイントになると思われるが、改めて具体的な地主経営分析を行なう中で詳論してみたい。
- (5) なお念のためいえば、本稿ではあつぱら「農村計画」ないし

経済再生運動における労働の編成原理に照準をおいたため、必要以上にその伝統的な性格を浮び上がらせる結果になつたが、もとより筆者とてその近代的な合理主義の側面を無視するものではない。農業経営改善施策において合理性・専門性・耕種養蓄間等の経営部門間の組織性として共同性が重視され、実現の方途も農民層の自発性があくまで尊重された点が、その現れであった。この点についてはさしあたり、東畠精一「喜寿の山崎延吉」(『わが師・わが友・わが學問』柏書房、一九八四年)一〇三、一〇六頁参照。